

多目的屋外スポーツ施設整備に係る基本計画

令和6年3月

富士見市

目 次

1. 基本計画の背景と目的	1
1.1. 背景と目的.....	1
1.2. 計画地の位置	1
1.3. 持続可能な開発目標（SDGs）との関係.....	2
2. 対象敷地の概要	3
2.1. 対象敷地の平面図.....	3
2.2. 対象敷地の概要	3
2.3. 対象敷地へのアクセス	4
2.4. 関係法令等の整理.....	5
3. 関連計画等の整理	6
3.1. 国及び埼玉県における関連計画.....	6
3.2. 市における関連計画等	7
4. 市の現状	9
4.1. 人口.....	9
4.2. 計画地周辺の将来都市構造	10
4.3. 市内のスポーツ団体	11
5. 富士見市スポーツに関するアンケート調査	12
5.1. 富士見市スポーツに関するアンケート調査の概要.....	12
5.2. 富士見市スポーツに関するアンケート調査結果	13
6. 屋外スポーツ施設の状況	19
6.1. 市内の屋外スポーツ施設.....	19
6.2. 市内・市外の屋外スポーツ施設.....	20
7. 関連計画、アンケート、屋外スポーツ施設の状況等を踏まえた結果の整理	22
8. 市民懇談会及び審議会の意見	23
8.1. 市民懇談会.....	23
8.2. 審議会	25
8.3. 市民懇談会・審議会のまとめ	27
9. 市場調査の意見	28
9.1. 市場調査の目的	28
9.2. 市場調査の概要	28
9.3. 市場調査の意見概要	28
9.4. 市場調査の意見のまとめ.....	30

10. 多目的屋外スポーツ施設整備にあたっての課題、コンセプト・施設整備方針	31
10.1. 多目的屋外スポーツ施設整備にあたっての課題	31
10.2. コンセプト・施設整備方針	33
11. 導入施設の検討	34
11.1. 屋外施設	35
11.2. 屋内施設（クラブハウス）	39
12. 整備にあたっての対応事項	41
12.1. 防災対策	41
12.2. 景観に配慮したデザイン	41
12.3. 緑化・自然環境への配慮	41
12.4. 周辺環境への配慮	41
12.5. ユニバーサルデザインの推進	41
12.6. 飲食への対応	41
13. 施設配置の検討	42
13.1. 多目的屋外スポーツ施設に配置する主な施設	42
13.2. 施設配置の考え方	42
13.3. 動線計画の考え方	43
13.4. 施設配置ゾーニングの検討	43
13.5. 施設配置の検討	44
14. 事業方式	45
14.1. 想定される主な事業方式	45
14.2. 事業方式の比較	46
14.3. DBO方式、PFI－BTO方式を採用する場合の維持管理・運営期間の検討	47
14.4. 民間事業者の意向	47
14.5. 事業方式の評価	48
15. 概算事業費、維持管理・運営費の考え方、財源	49
15.1. 概算事業費	49
15.2. 維持管理・運営費の考え方	49
15.3. 財源	49
16. 事業スケジュール（案）	50
17. 参考資料	51
17.1. 多目的屋外スポーツ施設設置に関する市民懇談会	51
17.2. 富士見市スポーツ推進審議会	53

1. 基本計画の背景と目的

1.1. 背景と目的

富士見ガーデンビーチは、体育振興や健康増進を目的として昭和 59 年 6 月にオープンし、市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として 37 年間親しまれてきましたが、利用者数の減少や施設の老朽化による維持管理費の増加の他、市民の意見を踏まえ、令和 4 年 3 月に閉園しました。

市では、富士見ガーデンビーチ跡地の利活用について、富士見ガーデンビーチ運用に関する市民懇談会等のご意見、また、第 2 期富士見市スポーツ推進計画策定のために実施した富士見市スポーツに関するアンケート調査での様々なスポーツの施設整備を望む声を踏まえるとともに、周辺自治体の屋外スポーツ施設との比較、本市のスポーツ施設の抱える課題などを総合的に判断し、市民がスポーツ活動をする屋外スポーツ施設の拡充を図ることを目的に整備を進めることとしました。その方向性として、「スポーツ・レクリエーション、健康づくりを中心とした市民交流型の多種目・多世代・多目的で利用できる屋外スポーツ施設」（以下、「多目的屋外スポーツ施設」という。）として整備していくこととし、本基本計画を策定するものです。

1.2. 計画地の位置

基本計画における検討範囲を以下に示します。

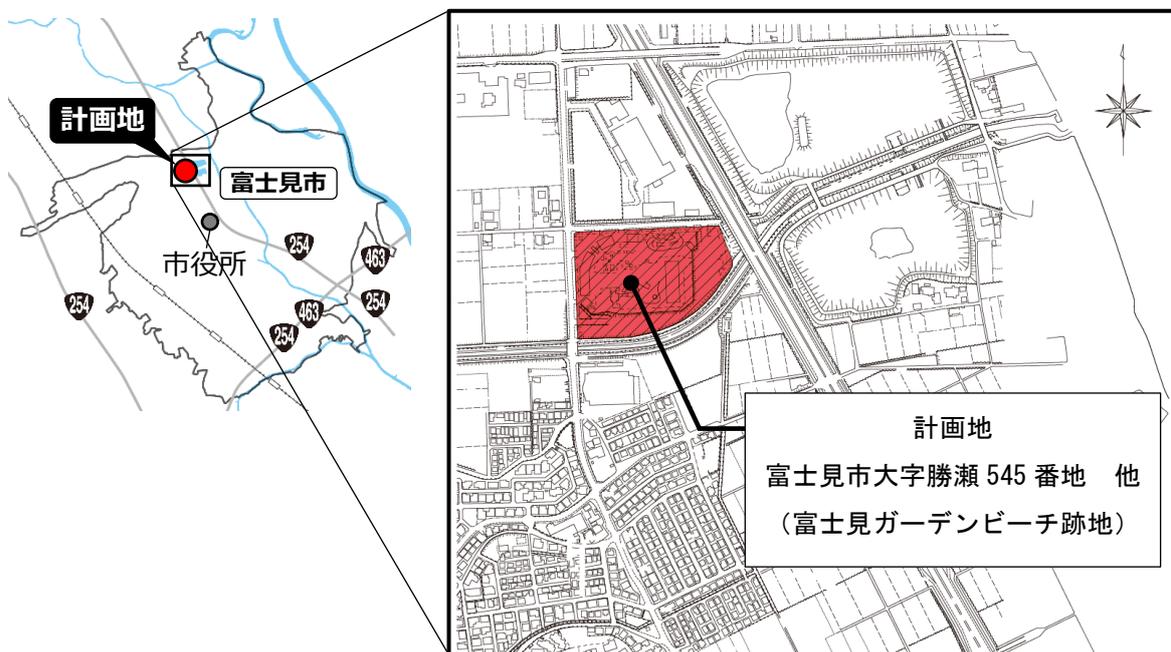


図 1-1 基本計画の検討範囲

1.3. 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された平成28年から令和12年までの国際社会共通の目標です。持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、開発途上国のみならず、先進国を含めたすべての国において「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す、広域で統合的な取り組みです。

多目的屋外スポーツ施設整備に関しては、以下の6つの目標を設定するものとします。



図 1-2 SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴール

本計画に対応するSDGsの目標					
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>
すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	働きがいも経済成長も	住み続けられるまちづくりを	つくる責任 つかう責任	パートナーシップで目標を達成しよう

図 1-3 本計画に対応するSDGsの目標

2. 対象敷地の概要

2.1. 対象敷地の平面図

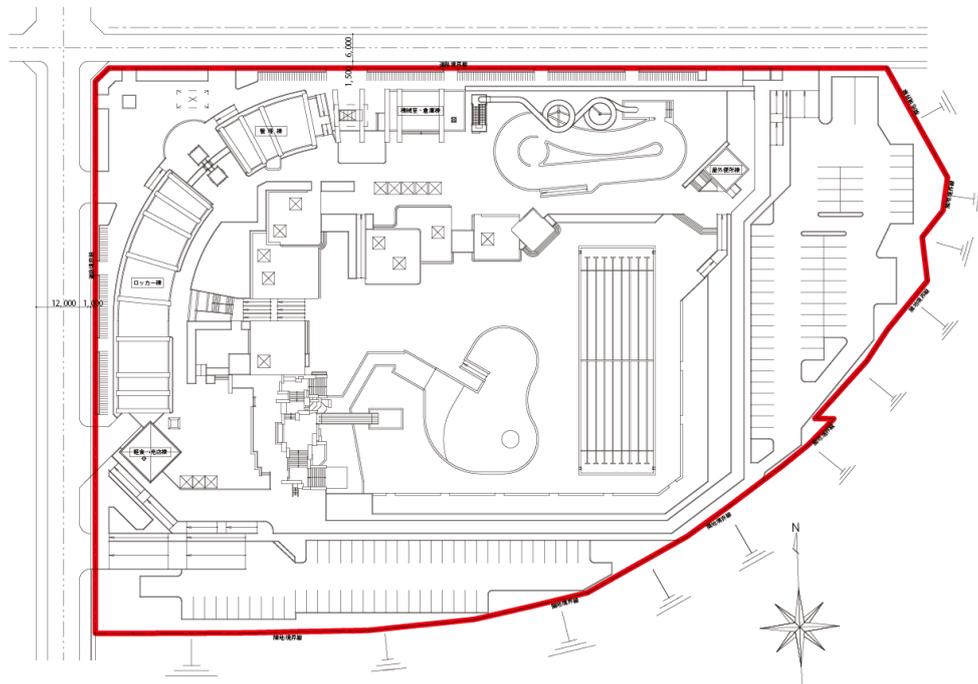


図 2-1 対象敷地の平面図

2.2. 対象敷地の概要

表 2-1 対象敷地の概要

項目	内容等
所在地	富士見市大字勝瀬 545 番地 他
敷地面積	約 19,961 m ²
旧施設情報	昭和 59 年 6 月開園 令和 4 年 3 月閉園 50m プール、子ども用プール、流れるプール、ウォータースライダー、管理棟、ロッカー棟、機械室・倉庫棟、軽食・売店棟、屋外便所棟
接道道路	西側：市道第 5223 号線 北側：市道第 225 号線
都市計画	市街化調整区域
建ぺい率	60%
容積率	200%
建築形態規制値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路斜線制限に係る勾配数値：1.25 ・ 隣地斜線制限に係る勾配数値：1.25 ・ 12m 未満の前面道路幅員による容積率算定係数：0.4
防火指定	指定なし
浸水深区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5.0～10.0m 未満（荒川・入間川洪水・内水ハザードマップ） ・ 3.0～5.0m 未満（新河岸川流域（柳瀬川含む）洪水・内水ハザードマップ）

2.3. 対象敷地へのアクセス

対象敷地は、東武東上線ふじみ野駅東口から北側に約 2.1km の場所にあり、徒歩で約 25 分です。

対象敷地の最寄りのバス停は、民間路線バスであるライフバスの「富士見ニュータウン」があり、徒歩で約 3 分です。

表 2-2 対象敷地への公共交通機関を利用したアクセス

方法	所要時間
鉄道	東武東上線 ふじみ野駅東口より徒歩約 25 分
バス	<p>【ふじみ野駅から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフバス ふじみ野駅東口から約 8 分 富士見ニュータウン下車 徒歩約 3 分 <p>【鶴瀬駅から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフバス 鶴瀬駅東口から右回り循環約 10 分、左廻り循環約 5 分 富士見ニュータウン下車 徒歩約 3 分 <p>※始発～15 時台まで右回り循環、17 時より左回り循環（16 時台のバスはなし）</p>



図 2-2 対象敷地へのアクセス

2.4. 関係法令等の整理

2.4.1. 主な関連法令等

施設の整備や運営においては、都市計画法や建築基準法等により必要な対応が定められており、以下に多目的屋外スポーツ施設整備に係る主な関係法令を整理します。

多目的屋外スポーツ施設の整備にあたっては、これらの関係法令を遵守します。

表 2-3 主な関連法令等

法令	条例等
都市計画法	都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（富士見市）
建築基準法	埼玉県建築基準法施行条例
—	富士見市開発行為等指導要綱
建設リサイクル法	—
公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律	埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針 富士見市 市有施設の木造化・木質化等に関する方針
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	富士見市 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則
—	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例
土壤汚染対策法	埼玉県生活環境保全条例
消防法	—
駐車場法	—
景観法	埼玉県景観条例
環境基本法	埼玉県環境基本条例 富士見市環境基本条例 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	埼玉県福祉のまちづくり条例
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）	—
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）	—

※施設整備、事業運営の状況によって他の法令も関係する可能性があります。

2.4.2. 雨水流出抑制対策

富士見市開発行為等指導要綱を遵守し、必要な雨水流出抑制対策を行います。

なお、富士見ガーデンビーチは、雨水流出抑制対策機能を有した施設であったことから、多目的屋外スポーツ施設整備においても、現状と同等以上の雨水流出抑制対策に取り組みます。

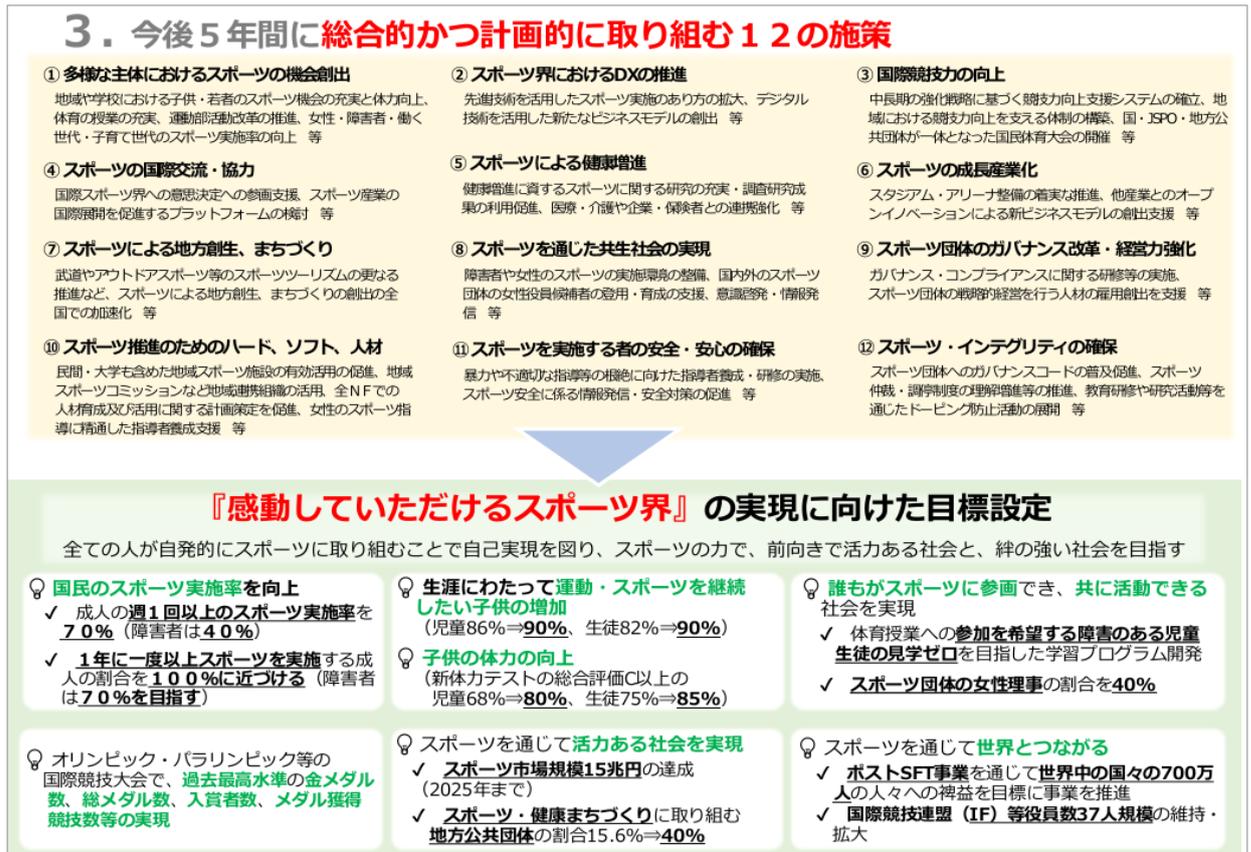
3. 関連計画等の整理

スポーツに関する国、県、市の関連計画等について整理を行いました。

3.1. 国及び埼玉県における関連計画

3.1.1. 第3期スポーツ基本計画（令和4年度～令和8年度）

平成23年6月に「スポーツ基本法」が公布され、その重要な指針の「第3期スポーツ基本計画（令和4年3月）」（スポーツ庁）において、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策と、「感動していただけるスポーツ界」の実現に向けた6つの目標が設定されています。



出典：第3期スポーツ基本計画

図 3-1 第3期スポーツ基本計画の施策と目標

3.1.2. 埼玉県スポーツ推進計画（令和5年度～令和9年度）

埼玉県では、平成19年4月に「埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例」を制定し、スポーツ振興のまちづくりに関する施策を推進しています。

「埼玉県スポーツ推進計画」においては、「スポーツがはぐくむ 輝く埼玉」を基本理念として、以下の4つの基本目標が掲げられています。

- 「目標1 すべての県民にスポーツを～誰もが生涯に渡る充実したスポーツライフを～」
- 「目標2 多彩なスポーツの機会創出～県民一人一人がスポーツの価値を享受～」
- 「目標3 県民に夢と希望を与える埼玉トップアスリートの輩出～スポーツ先進県埼玉の更なる発展～」
- 「目標4 社会におけるスポーツの力の発揮～スポーツを通じた活力のある社会の実現～」

3.2.3. 第2期富士見市スポーツ推進計画（令和4年度～令和8年度）

市では、令和4年4月に「第2期富士見市スポーツ推進計画」を策定し、市民のスポーツ活動を推進しています。

a) 基本理念

「スポーツで^{からだ}身体と地域を元気にし、みんな笑顔になれるまち」の実現

b) 基本目標

- ・「基本目標1 スポーツで生涯にわたる健康生活」

年齢や性別、障がいの有無に関わらず市民誰もが、それぞれの年齢に応じて生涯にわたり楽しくスポーツ活動に親しみ、健康を獲得できるよう、世代ごとのレベルやニーズに応じたスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

- ・「基本目標2 スポーツを通じた市民の交流と地域の活性化」

多くの市民が地域のあらゆるところで、「する」、「観る」、「支える」の観点からスポーツに関わりを持ち、それぞれの取り組みが、市民のつながりの形成となることを目指します。

- ・「基本目標3 スポーツをするための環境整備の促進」

スポーツ施設の修繕や整備に関して、計画的に実施していきます。また、地域の公共施設の有効活用や利便性を高める取り組みを行います。

- ・「基本目標4 スポーツを活かした愛着の醸成とシティセールスの推進」

スポーツで活躍する富士見市民を市の魅力「人財」と捉え、活動を応援します。全国大会やプロスポーツ等で活躍する市民が増えることにより、「スポーツが盛んなまち」として、市民の「ふるさと富士見市」への愛着の醸成につなげます。同時に、市外から訪れる選手や観客に対しては富士見市の魅力を発信し「行ってみたいまち」、「住んでみたいまち」として、富士見市のファンの増加を図ります。

3.2.4. 富士見ガーデンビーチ運用検討に資する提言

令和2年12月、富士見市スポーツ推進審議会より、富士見市教育委員会に富士見ガーデンビーチ運用検討に資する提言が以下のとおり行われました。

■提言

「跡地活用は幅広く市民の声を聞きつつ、設置目的を明確にすること」

■提言理由

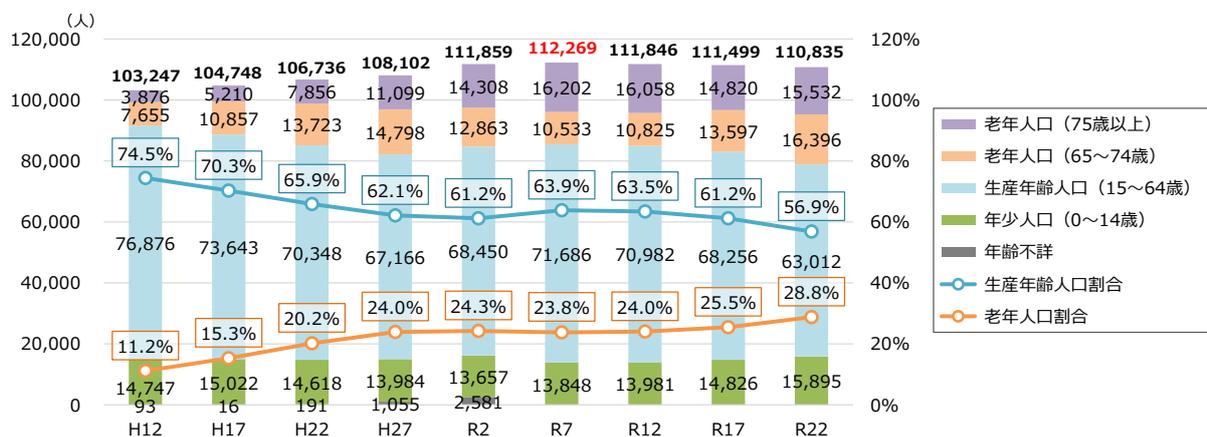
富士見ガーデンビーチの跡地活用については、市としてどのような課題に対応するための施設であるのかを明確にする必要があると考えます。これまで市民からは、「子どものための施設」「高齢者のための施設」「温水プール」など様々な意見が出ております。それらの意見に応えるためには、富士見ガーデンビーチの跡地だけではなく、市全体で公共施設の在り方について検討を行い、施設ごとの役割分担や設置目的を明確にする必要があります。その点を踏まえた上で跡地活用について検討をしていただきたいと思います。

4. 市の現状

4.1. 人口

市の総人口はこれまで増加してきましたが、令和7年にピークを迎え、以降は減少段階に入ると見込まれています。

一方、65歳以上の人口は、今後も増加傾向が続くと予測されています。



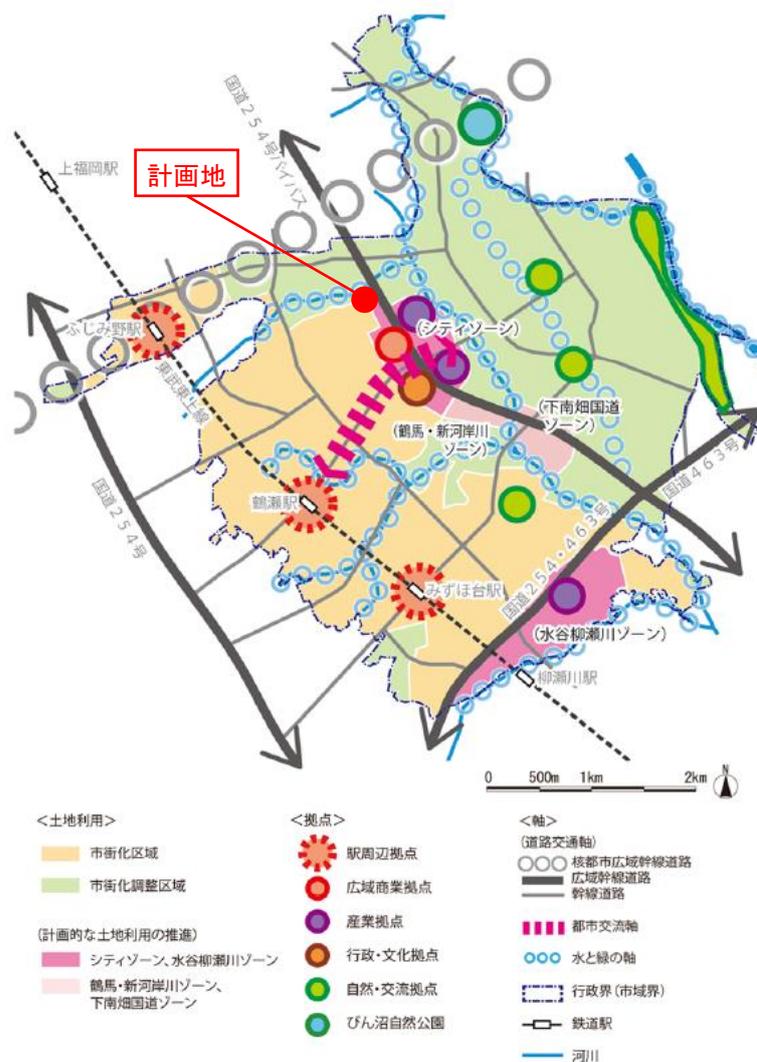
出典：H12～R2：国勢調査

R7～R22：富士見市人口ビジョン（R2.5）

図 4-1 人口の推移

4.2. 計画地周辺の将来都市構造

事業の計画地は、国道 254 号バイパスに隣接し、また、広域的な商業・業務・文化機能などが集積するシティゾーンの北側に位置しています。シティゾーンには、市役所及び、体育館、図書館、文化会館、総合病院、大規模商業施設などが整備されているほか、新たに富士見上南畑地区産業団地の整備が計画されており、計画地周辺は今後更に活気ある地域となっていくことが想定されます。



出典：富士見市都市計画マスタープラン（令和3年4月改定）

図 4-2 都市構造図

4.3. 市内のスポーツ団体

富士見市スポーツ協会には、計 26 団体が加盟しており、そのうち屋外スポーツを行っている団体には、下表の網掛けした 14 団体があります。

市内には多種・多様なスポーツに取り組む団体があるため、それらの競技環境を充実していくことが必要と考えられます。

表 4-1 富士見市スポーツ協会加盟団体

野球連盟	卓球連盟
バレーボール連盟	テニス協会
柔道会	剣道連盟
富士見リトルリーグ（野球）	少年野球連盟
陸上競技協会	空手道連盟
ソフトボール協会	スキー連盟
ソフトテニス連盟	サッカー協会
少林寺拳法協会	健康体操連盟
インディアカ連盟	ボウリング協会
弓道連盟	ゴルフ協会
グラウンドゴルフ協会	ゲートボール協会
バスケットボール連盟	小学生バレーボール連盟
富士見リトルシニア（野球）	富士見ボーイズ（野球）

※網掛けは、屋外スポーツの団体

5. 富士見市スポーツに関するアンケート調査

市民のスポーツに関する意見について、富士見市スポーツに関するアンケート調査（令和3年3月、富士見市教育委員会）を整理しました。

5.1. 富士見市スポーツに関するアンケート調査の概要

5.1.1. 調査の目的

市民のスポーツに関する現状や課題を把握し、生涯にわたり市民の運動・スポーツ活動をさらに積極的に推進していくための基本方針となる、第2期富士見市スポーツ推進計画の策定にあたっての基礎資料とすることを目的としたものです。

5.1.2. 調査の設計

調査地域 : 富士見市全域

調査対象 : 令和2年12月1日現在、富士見市に在住の市民

①小学5年生 ②中学2年生 ③市民一般（16歳以上）

配布数 : ①370人 ②414人 ③1,510人

調査時期 : 令和3年1月14日（木）～令和3年1月29日（金）

調査方法 : 郵送による配付・回収

5.1.3. 回収結果

富士見市スポーツに関するアンケート調査の回収結果は以下のとおりです。

表 5-1 富士見市スポーツに関するアンケート調査 回収結果

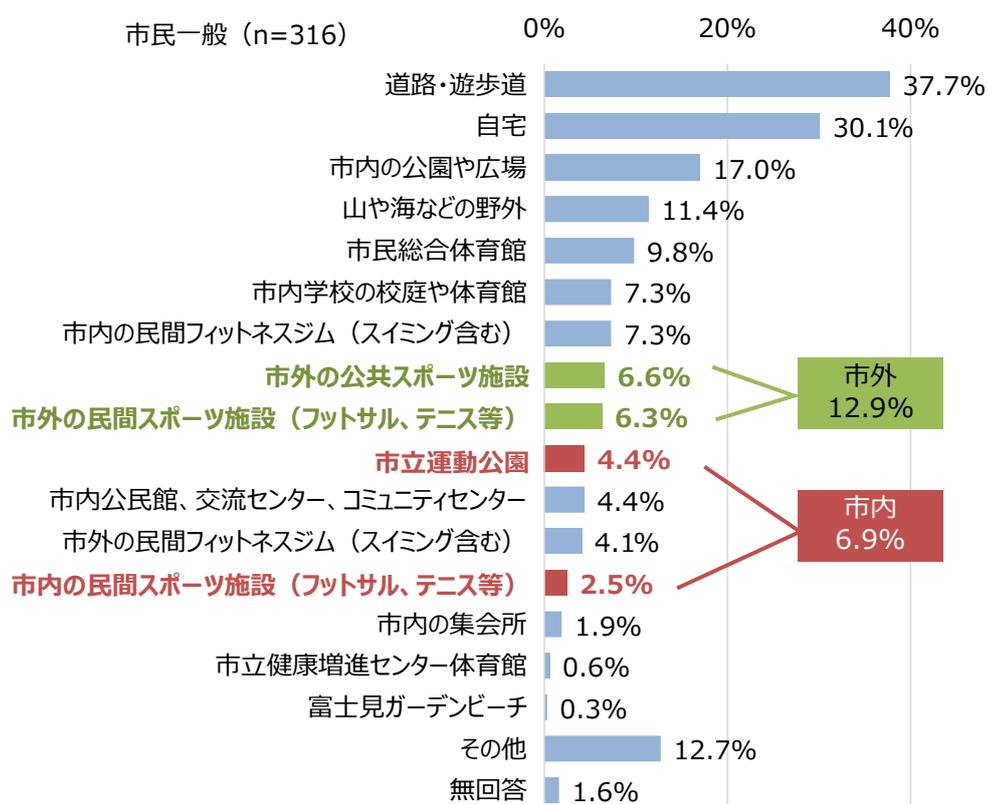
種類	配布数	有効回収数	回収率
①小学5年生	370件	359件	97.0%
②中学2年生	414件	382件	92.3%
③市民一般 (16歳以上)	1,510件	536件	35.5%

5.2. 富士見市スポーツに関するアンケート調査結果

5.2.1. スポーツをする場所（市民一般）

市民一般が「スポーツをする場所」については、屋外スポーツを実施できるスポーツ施設が含まれる項目でみると「市外の公共スポーツ施設」が6.6%、「市外の民間スポーツ施設（フットサル、テニス等）」が6.3%、「市立運動公園」が4.4%、「市内の民間スポーツ施設（フットサル、テニス等）」が2.5%でした。

市外スポーツ施設の利用割合は12.9%で、市内スポーツ施設は6.9%となっており、市外施設を利用している割合が多い状況です。



市民一般回答者 536 人の内、「問：スポーツをする頻度」で「ほとんどやらない」以外を回答した 316 人対象

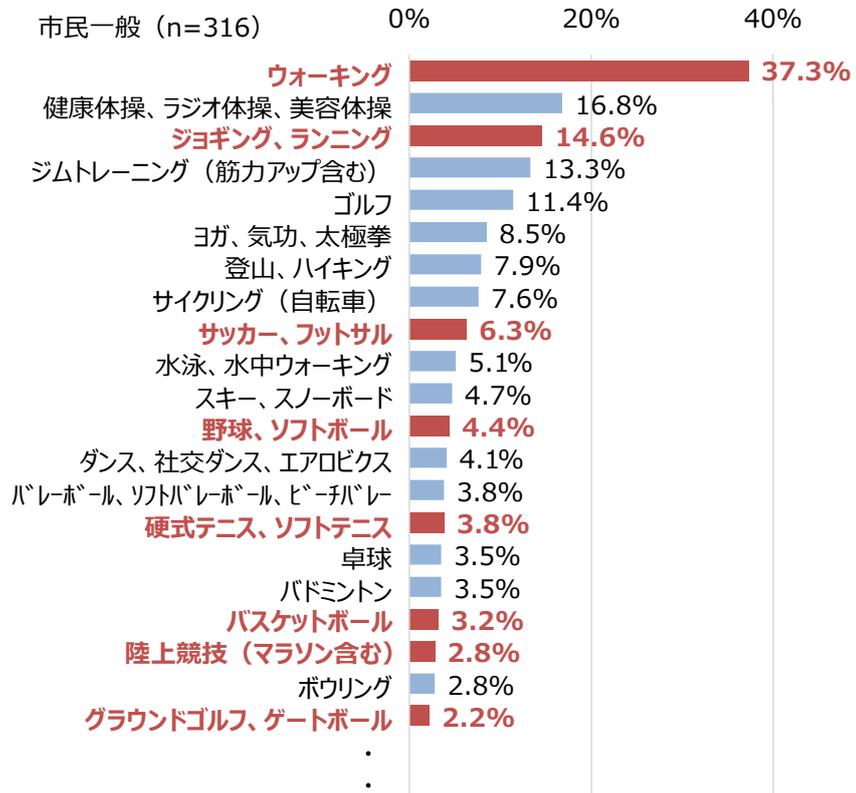
出典：富士見市スポーツに関するアンケート調査 R3.3（富士見市教育委員会）

図 5-1 スポーツをする場所（市民一般 回答者 316 人対象、3 つまで選択）

5.2.2. 行っているスポーツ（市民一般）

市民一般が「行っているスポーツ」については、屋外スポーツでみると、「ウォーキング」が37.3%と最も高く、「ジョギング、ランニング」、「サッカー、フットサル」、「野球、ソフトボール」、「硬式テニス、ソフトテニス」、「バスケットボール」、「陸上競技（マラソン含む）」、「グラウンドゴルフ、ゲートボール」の順になっています。

※対象敷地内で、整備可能な施設で行う屋外スポーツに限る



※市民一般回答者 536 人の内、「問：スポーツをする頻度」で「ほとんどやらない」以外を回答した 316 人対象

出典：富士見市スポーツに関するアンケート調査 R3.3（富士見市教育委員会）

図 5-2 行っているスポーツ（市民一般 回答者 316 人対象、3 種目まで選択）

更に、年代別でみると、いずれの年代でも「ウォーキング」の割合が最も高い状況です。

「ジョギング、ランニング」は60代以下、「サッカー、フットサル」は50代以下、「野球、ソフトボール」、「バスケットボール」、「陸上競技（マラソン含む）」は20代以下、「硬式テニス、ソフトテニス」は50代～60代、「グラウンドゴルフ、ゲートボール」は70代以上の割合が高くなっています。

表 5-2 行っているスポーツ：一部抜粋（年代別、市民一般 回答者 316 人対象、3 種目まで選択）

種別	16～19 歳	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 歳以上
ウォーキング	16.3%	29.4%	28.6%	36.8%	36.8%	45.3%	54.9%	46.9%
ジョギング、ランニング	16.3%	29.4%	22.9%	31.6%	15.8%	9.4%	2.0%	3.1%
サッカー、フットサル	16.3%	5.9%	14.3%	7.9%	5.3%	1.9%	0.0%	0.0%
野球、ソフトボール	14.3%	11.8%	2.9%	2.6%	2.6%	1.9%	2.0%	0.0%
硬式テニス、ソフトテニス	2.0%	5.9%	0.0%	2.6%	5.3%	7.5%	3.9%	0.0%
バスケットボール	14.3%	5.9%	2.9%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%
陸上競技 (マラソン含む)	12.2%	5.9%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%
グラウンドゴルフ、ゲートボール	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	9.4%

出典：富士見市スポーツに関するアンケート調査 R3.3（富士見市教育委員会）

5.2.3. 市内に欲しいスポーツ施設（市民一般）

市民一般が「市内に欲しいスポーツ施設」については、屋外スポーツでは「サッカー・フットサル」が16件と最も多く、次いで「ウォーキング・ジョギング・サイクリング」が12件、「テニス」、「ボルダリング」が11件、「ゴルフ（パークゴルフ、グラウンドゴルフ含む）」、「陸上競技」が10件、「野球」が9件でした。

その他に、「バスケットボール（ストリートバスケ含む）」（5件）、「スケートボード」（3件）と、アーバンスポーツの意見もありました。

※対象敷地内で整備可能な施設で行う屋外スポーツに限る

表 5-3 市内に欲しいスポーツ施設（市民一般 回答者 536 人対象、自由回答）

分類	回答数
プール・水泳	45
スポーツジム	22
サッカー・フットサル	16
公園	13
ウォーキング・ジョギング・サイクリング	12
テニス	11
ボルダリング	11
ゴルフ（パークゴルフ、グラウンドゴルフ含む）	10
陸上競技	10
野球	9
体育館	6
バスケットボール（ストリートバスケ含む）	5
体操・ダンス	4
空手・柔道・剣道・弓道・ボクシング・格闘技等	4
アスレチック施設	4
民間運動施設	4
卓球	3
スケートボード	3
バドミントン	2
アイススケート	2
ラグビー	2
バレーボール	1
その他スポーツ施設	23

出典：富士見市スポーツに関するアンケート調査 R3.3（富士見市教育委員会）

※アーバンスポーツとは

アーバンスポーツとは、「東京 2020 オリンピック競技大会」で正式種目として採用された、スケートボード、スポーツクライミング、3人制バスケットボール、自転車 BMX フリースタイルといった都市型スポーツのことを言います。

5.2.4. 市内に欲しいスポーツ施設（市内小学5年生・中学2年生）

市内小学5年生・中学2年生が「市内に欲しいスポーツ施設」については、屋外スポーツでは「サッカー・フットサル」が70件と最も多く、次いで「バスケットボール（ストリートバスケット含む）」が45件、「野球」が36件、「テニス」が27件、「陸上競技」が23件でした。

その他に、「スケートボード」（6件）や「ボルダリング」（6件）と、アーバンスポーツの意見もありました。

※対象敷地内で整備可能な施設で行う屋外スポーツに限る

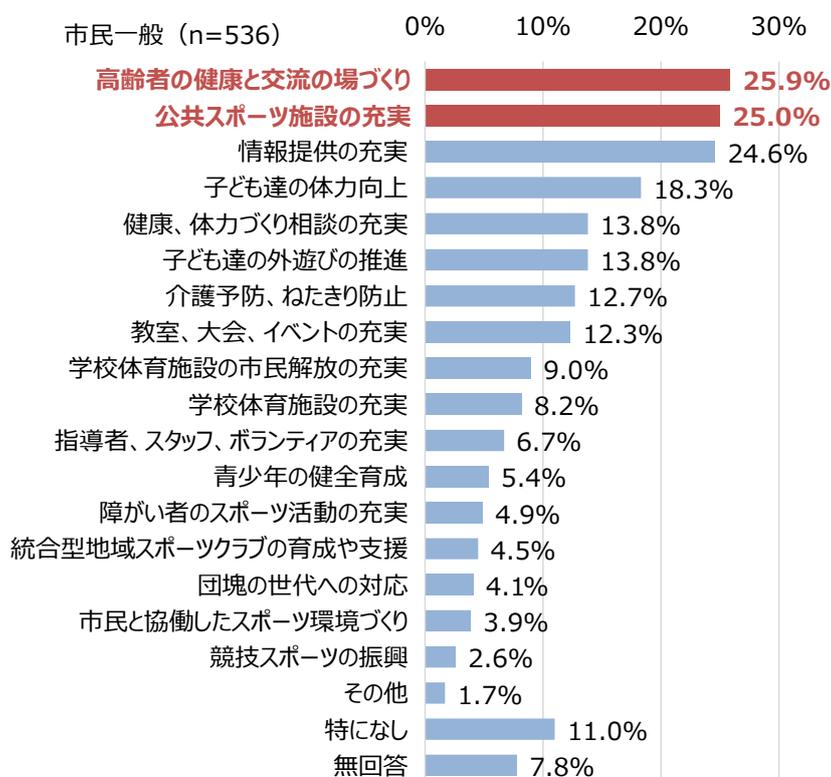
表 5-4 市内に欲しいスポーツ施設（市内小学5年生 359人、中学2年生 382人対象、自由回答）

分類	回答数
サッカー・フットサル	70
バスケットボール（ストリートバスケット含む）	45
野球	36
プール・水泳	35
テニス	27
公園	25
体操・ダンス	24
陸上競技	23
体育館	23
障がい者スポーツ施設	20
バドミントン	20
バレーボール	13
アイススケート	11
卓球	10
民間運動施設	10
ドッジボール	7
スポーツ体験施設	7
スポーツジム	7
空手・柔道・剣道・弓道・ボクシング・格闘技等	7
スケートボード	6
ボルダリング	6
アスレチック施設	3
ラグビー	3
スノーボード	1
その他スポーツ施設	114

出典：富士見市スポーツに関するアンケート調査 R3.3（富士見市教育委員会）

5.2.5. スポーツ推進に力を入れて欲しいこと（市民一般）

市民一般が「スポーツ推進に力を入れて欲しいこと」については、「高齢者の健康と交流の場づくり」（25.9%）と「公共スポーツ施設の充実」（25.0%）が高い割合となっています。



出典：富士見市スポーツに関するアンケート調査 R3.3（富士見市教育委員会）

図 5-3 スポーツ推進に力を入れて欲しいこと（市民一般 回答者 536 人対象、3 つまで選択）

6. 屋外スポーツ施設の状況

6.1. 市内の屋外スポーツ施設

市内の屋外スポーツ施設は、9施設あり、野球場を含む施設が3施設（7面）、サッカー・フットサルコートを含む4施設（4面）、テニスコートを含む施設が2施設（9面）あります。

表 6-1 市内の屋外スポーツ施設の面数

施設名		野球	サッカー・フットサル	テニス	陸上	3on3 バスケ	パターゴルフ	グラウンドゴルフ
公共施設	1 運動公園	4	1(サッカー)	6	1			
	2 第2運動公園	2	1(サッカー)					
	3 びん沼公園ミニ野球場	1						
	4 ふじみの公園					1		
	5 びん沼自然公園						1(36H)	
	6 下の谷公園							1
民間施設	7 ゼットフットサルスポーツふじみ		1(フットサル)					
	8 東武スポーツクラブプレオンふじみ野		1(フットサル)					
	9 ユタカテニスクラブ			3				
合計		7	4	9	1	1	1(36H)	1



図 6-1 市内の屋外スポーツ施設の分布

6.2. 市内・市外の屋外スポーツ施設

6.2.1. 市内・市外の屋外スポーツ施設の分布状況

市を中心にして半径 10km 圏域の自治体で見ると、屋外スポーツ施設は、さいたま市 (38 施設)、川越市 (24 施設)、ふじみ野市 (16 施設) に多く整備されている状況です。

表 6-2 市内・市外の屋外スポーツ施設一覧 (自治体別)

自治体名	人口 (人)	公共施設 (施設)	民間施設 (施設)	計 (施設)
さいたま市	604,776	20	18	38
川越市	354,571	18	6	24
ふじみ野市	113,597	9	7	16
新座市	166,017	11	4	15
所沢市	342,464	6	7	13
朝霞市	141,083	11	2	13
富士見市	111,859	6	3	9
志木市	75,346	2	5	7
三芳町	38,434	3	0	3
合計		86	52	138

※さいたま市は、5区(西,大宮,中央,桜,南)を整理

※各自治体の人口は「令和2年国勢調査」を使用



図 6-2 市内・市外の屋外スポーツ施設の分布

6.2.2. 市内・市外の屋外スポーツ施設の面数

半径 10km 圏域の自治体で競技別に面数を整理した結果、テニスコートが 470 面と最も多く、次いで、野球場が 168 面、サッカー・フットサルコートが 117 面となっています。

自治体別では、野球場、サッカー・フットサルコート、テニスコートともに、さいたま市に多く整備されている状況です。一方、市内のテニスコートの面数は、周辺自治体の中で最も少ない状況です。

表 6-3 市内・市外の屋外スポーツ施設の面数

自治体名	人口 (人)	野球	サッカー・ フットサル	テニス	陸上	3on3 バスケ	パ [・] ク ゴルフ	多目的	グランド [・] ゴルフ	壁うち 練習場	タッチ ラグビー
さいたま市	604,776	93	64	215	2		1(18H)	9	1		2
川越市	354,571	34	11	65	1	3				2	
所沢市	342,464	5	12	52				3		1	
新座市	166,017	5	7	45	1			1		1	
ふじみ野市	113,597	6	11	32		2		2	2	1	
志木市	75,346	9	3	27	1		1(36H)	4			1
朝霞市	141,083	5	3	15	1			2			
三芳町	38,434	4	2	10	1				2		
富士見市	111,859	7	4	9	1	1	1(36H)		1		
合計		168	117	470	8	6	3(90H)	21	6	5	3

※さいたま市は、5区(西,大宮,中央,桜,南)を整理
※各自治体の人口は「令和2年国勢調査」を使用

6.2.3. 市内・市外の屋外スポーツ施設の人口1万人当たりの面数

施設数が多い野球場、サッカー・フットサルコート、テニスコートの各面数を自治体別に比較しました。

人口1万人当たりでみた場合、市内の野球場は周辺自治体と比較し、平均的な面数(0.63面)である一方、市内のサッカー・フットサルコート、テニスコートは、周辺自治体より面数が少なく(サッカー・フットサルコート:0.36面、テニスコート:0.8面)、特に、テニスコートは周辺自治体と比べ最も面数が少ない状況です。



図 6-3 市内・市外の屋外スポーツ施設の人口1万人当たりの面数

7. 関連計画、アンケート、屋外スポーツ施設の状況等を踏まえた結果の整理

国・県・市関連計画、富士見市スポーツに関するアンケート調査、屋外スポーツ施設の状況等を踏まえた結果を、以下のとおり整理しました。

(1) スポーツに関する関連計画等には、「機会創出」、「健康」、「交流」のキーワードがあります

- ・国の第3期スポーツ基本計画では、「多様な主体におけるスポーツの機会創出」や、「スポーツによる健康増進」などの施策が掲げられています。
- ・市では「富士見市スポーツ振興健康増進都市宣言」が行われるなど、スポーツを通じた健康増進に取り組んできました。
- ・第2期富士見市スポーツ推進計画では、基本目標として、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、市民誰もが、それぞれの年齢に応じて生涯にわたり楽しくスポーツ活動に親しみ健康を獲得できることを推進する「スポーツで生涯にわたる健康生活」、多くの市民がスポーツに関わりを持ち、市民のつながりが形成されることを目指す「スポーツを通じた市民の交流と地域の活性化」、地域の公共施設の有効活用や利便性を高め、スポーツ活動の機会を提供する「スポーツをするための環境整備の促進」を掲げています。
- ・富士見市スポーツに関するアンケート調査では、今後、スポーツ推進に力を入れて欲しいことについて、「高齢者の健康と交流の場づくり」(25.9%)と、「公共スポーツ施設の充実」(25.0%)の割合が高くなっています。

(2) 市内では多様なスポーツが行われており、様々なニーズへの対応が求められています

- ・富士見市スポーツ協会に加盟する26団体のうち、屋外スポーツに取り組む団体は14団体と、多種目のスポーツが行われています。
- ・富士見市スポーツに関するアンケート調査では、行っているスポーツについて、屋外スポーツでみると、いずれの年代でも「ウォーキング」の割合が最も高く、「サッカー・フットサル」は50代以下、「硬式テニス・ソフトテニス」は50～60代、「バスケットボール」は20代以下の割合が高い状況です。市民一般が市内に欲しいスポーツ施設については、屋外スポーツでは「サッカー・フットサル」が16件と最も多く、次いで「ウォーキング・ジョギング・サイクリング」、「テニス」、「ボルダリング」でした。また、市内小学5年生・中学2年生が市内に欲しいスポーツ施設については、屋外スポーツでは「サッカー・フットサル」が70件と最も多く、次いで「バスケットボール(ストリートバスケット含む)」、「野球」、「テニス」でした。

(3) 市内の屋外スポーツ施設は周辺自治体と比べて少ない状況にあります

- ・周辺自治体の屋外スポーツ施設は、テニスコート、野球場、サッカー・フットサルコートの施設が多く整備されている状況ですが、市内には周辺自治体より屋外スポーツ施設の面数が少なく、特に、テニスコートは周辺自治体と比べ最も面数が少ない状況です。

8. 市民懇談会及び審議会の意見

富士見ガーデンビーチの跡地に整備する多目的屋外スポーツ施設について、広く市民と意見交換を行うため、「多目的屋外スポーツ施設設置に関する市民懇談会」（以下、「市民懇談会」という。）と「富士見市スポーツ推進審議会」（以下、「審議会」という。）を開催しました。

8.1. 市民懇談会

8.1.1. 市民懇談会の概要

多目的屋外スポーツ施設について意見聴取を行った第1回市民懇談会の概要を以下に示します。

表 8-1 第1回市民懇談会の概要

項目	内容
日 時	令和5年9月15日（金）19時～21時
場 所	富士見市役所2階 市長公室
参加者	市民、スポーツ活動を行う団体の代表者、スポーツに関する学識経験のある者、その他市長が特に必要と認める者（参加者10名のうち、出席者10名）
設置根拠	多目的屋外スポーツ施設設置に関する市民懇談会設置要領

8.1.2. 市民懇談会の意見概要

市民懇談会の意見概要を以下に示します。

表 8-2 市民懇談会の意見概要

項目	意見
施設機能	<ul style="list-style-type: none">■サッカー・フットサル<ul style="list-style-type: none">・サッカー・フットサルの現状について説明させていただくと、市内では少年サッカーのチームが多いが、現在の富士見市内では公式サイズのコートがある施設は無いのが現状である。■テニス<ul style="list-style-type: none">・面数が多いほど利用者も多くなると思われ、テニス協会としては6面ほしいと考えている。■グラウンドゴルフ<ul style="list-style-type: none">・サイズが76m×54mと仮定した際、グラウンドゴルフは1コース（8ホール）程度の広さである。■アーバンスポーツ<ul style="list-style-type: none">・アーバンスポーツとはどういったものか教えていただきたい。⇒例としてはスケートボードやBMX、3on3などがある。実際に、大会に出ている市民もいるが、市周辺に練習できる場は少ない。・アーバンスポーツの需要については、市内外を含めどのように考えているのか。⇒アーバンスポーツは、現状、周辺に施設はあまりなく、ニーズは徐々に増えているという状況であるが、今後のニーズの変化を踏まえ検討していく考えである。・アーバンスポーツは、富士見市スポーツ推進計画の基本目標4において「スポーツを活かした愛着の醸成とシティセールスの推進」と記載されており、富士見市周辺に施設が少ないのであれば、アーバンスポーツを目玉にすることで、市のオリジナリティが出て、シティセールスという点において推進力があると思われる。・アーバンスポーツは年齢に関係なく、フラットな関係でできるので、スポーツを通じた横の繋がりができると思われる。・新しい施設をつくるのであれば、新しいスポーツを取り入れることも重要と考える。

項目	意見
施設機能	<ul style="list-style-type: none"> ・運動が得意な子どもなどはメジャースポーツ（サッカーや野球など）のスクールに通っているのに対し、運動が苦手な子どもが体を動かす機会がほとんどない。そのため、ボルダリングのような、誰でも参加しやすいマイナースポーツを導入すると良いと考えられる。 ■子どもの運動する場 ・昔は、子ども達は公園以外の場でも遊んでおり、その中で学ぶこともあったが、近年は、子どもの遊べる場所が制限されてしまっているため、子どもが気軽に遊べる場所は必要であると思う。 ・子どもの運動できる場所の減少に伴い、運動習慣もなくなってきているため、運動する機会の提供というのは重要であると思われる。 ・フットサルコート3面分の広さがあれば、保育園の運動会は可能だと思われる。 ■その他 ・個人的には、アスレチックがあると利用したいと思う。特別な技能が必要なく、誰でも利用できるという点が良いと思う。 ・保護者が子どもを見守れるよう休憩できるフリースペース等を設けると、多世代での利用が見込める。 ・周辺のスポーツ施設と似たような機能になると、注目されにくくなる。 ・スポーツ施設に加え、子育て支援課等の役所の機能を入れるなど、複合的な機能を持たせると良いと思われる。 ・維持管理費を賄う方法として、利用料や付加価値による値上げ以外に、飲食機能による収益も1つの案であると思われる。運動をするうえで水分補給は欠かせないということや、子ども達が利用しているのを見に来た保護者や飲食を目的として訪れる人もいると考えられる。また、賑わいの場も創出でき、市民が訪れやすくなると思われる。
施設設備	<ul style="list-style-type: none"> ■屋根 ・夏の暑さが年々厳しくなっているため、暑さ対策は非常に重要であると思われる。そのため、利用料を少し高く設定することになるとしても、暑さに対して高機能な対策をとっていただくことも検討していただきたい。 ・緑化が必要であれば、屋根を芝にするのはどうか。⇒屋根については、他市の事例より、採光が確保できるという点から膜屋根を考えている。 ■照明 ・照明は付加価値として有効であると思われる。 ・冬はナイター照明のないコートは夕方から暗くて利用できなくなるため、できるだけ照明はつけていただきたい。 ■その他 ・ガーデンビーチは夏の利用が主であったが、今後は1年を通して利用可能とするため、特に、夏の暑さ対策に緑は必要であると思う。 ・多様性という面から、障がい者も利用できるよう検討していただけたらと思う。
運営方法	<ul style="list-style-type: none"> ■料金設定 ・利用者はどのような方を想定しているのか。また、団体利用やフリースペース、利用料の有無等、運営方法については検討しているのか。⇒施設利用は予約制で有料を検討している。ただし、今後意見を伺い、導入機能の検討を進めるが、建設費用や維持管理費用に関しては、市民からの税金や、施設の収益から賄うため、利用率と利益率を踏まえ、検討していく。 ・基本的に有料施設になるのか。⇒ウォーキングコースなどは無料ということも考えられるが、フットサルコートやテニスコートなどは有料の方向で考えている。 ・市外の人も利用できる施設なのか。⇒利用できるが、市内と市外別料金設定等も考えていきたい。 ・施設の基本コンセプトに、「スポーツを身近で楽しみ、気軽に行きたくなる施設」と記載されているが、有料の場合、「気軽に行きたくなる」という部分と異なると思われる。 ■その他 ・スポーツのスクール等の利用はあるのか。⇒スクール等の利用については、今後の管理運営方法によって検討する。 ・スクールを運営したいという方が営利目的で施設を運営することは可能か。⇒公共施設であるため、営利目的に偏らないようにしたい考えである。
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化についてだが、コートを天然芝にした場合、その部分の面積は緑化に含まれないのか。⇒コートに屋根がなければ含まれるが、屋根がある場合は含まれない。

項目	意見
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を長く利用してもらうには、周辺への影響について考慮する必要がある。 ・公園でスケートボードをすると、近隣のマンションの高層階からも苦情が出ることもある。一方、公園の面積が広く、住宅の少ない地域は苦情が少ないという事例もある。近年は地域の盆踊りの音に苦情が出るという事例も聞いたことがある。

8.2. 審議会

8.2.1. 審議会の概要

多目的屋外スポーツ施設について意見聴取を行った令和5年度第2回審議会の概要を以下に示します。

表 8-3 令和5年度第2回審議会の概要

項目	内容
日 時	令和5年10月10日(火) 19時～21時
場 所	富士見市役所2階 市長公室
委 員	スポーツに関する学識経験のある者、関係行政機関の職員、市民(委員10名のうち、出席者8名)
設置根拠	富士見市スポーツ推進審議会条例

8.2.2. 審議会の意見概要

審議会の意見概要を以下に示します。

表 8-4 審議会の意見概要

項目	意見
施設機能	<ul style="list-style-type: none"> ■サッカー・フットサル <ul style="list-style-type: none"> ・フットサルが日中の稼働率が低いのであれば、日中は高齢者の方に利用してもらえるような多目的な施設として、稼働率が上がるように時間帯別で考えるのも良いのではないか。 ・フットサルコート3面は屋根があれば幼稚園や保育園の運動会等で有効に使うことができる。多目的・多目的と考えた場合、バレーボールでの利用や可動式のバケットコートのゴールがあれば良い。 ■テニス <ul style="list-style-type: none"> ・テニスコートが少ないという意見が富士見市スポーツ推進委員から上がっている。 ・テニス協会から市内にテニスコートが少ないという意見は聞いている。⇒テニス施設の収益率・稼働率は高いため幅広い利用が見込める。 ・ふじみ野市のテニスコートの利用状況を見ると、屋根付きで雨風が防げるとある程度の利用は見込めるのではないか。ふじみ野市の施設と近いので、利用者の奪い合いになる可能性もある。 ・高齢者は猛暑日でもテニスを行っているのか。⇒少し利用者は減るが行っている。 ■アーバンスポーツ <ul style="list-style-type: none"> ・アーバンスポーツをやりたいがやるところがないという意見を聞いたことがある。 ・バスケットボールやスケートボードが出来る場所があると良いという意見が富士見市スポーツ推進委員から上がっている。 ・流行のスポーツ自体が変化している中で多岐にわたるスポーツを検討するべきである。 ・話題性のある競技等を現在貯水池にもなっている駐車場部分に作るのもいいと思う。 ・スケートボードをやる場所がないので、小さくてもしっかりと場所を設けてあげたほうが良いと思う。

項目	意見
施設機能	<ul style="list-style-type: none"> ・固定された常設の施設ではなく、収益性や将来のスポーツを考えて、可動式の施設が良いのではないかと。 ・若い方から高齢者までが見ている楽しい空間を作ると交流の場が生まれ、アーバンスポーツの印象も変わるのではないかと。 ・様々なアーバンスポーツが、同時に利用すると事故が起きる可能性があると思う。時間を区切る等のプログラムを作るべきなのではないかと。 ・駐車場の低い部分をさらに低くするなどの工夫をするとより有効にスペースを使えるのではないかと。 ・スケートボード関連のトラブルを市民総合体育館の前で目に見ているので、専用エリアがあると良いと思う。 ・スケートボードをやる場所がなく市民総合体育館前や公園でやったりしているが、専用エリアができれば、ルールを守って利用してくれると思う。愛着を持って利用してもらえる施設が出来るといい。 ・アーバンスポーツは時代的にもあったほうがいいと思う。 ・アーバンスポーツも利用料を取るべきである。 ・スケートボードの試合ができる規模の施設を作ってはどうか。⇒屋内で大会を行う際は1,500㎡程度で成り立つが、競技面を持たせた屋外施設とするのであれば、2,500～3,000㎡が必要になってくる。 ■ランニング・ウォーキング ・ウォーキングエリアの通路幅が広ければ自転車の練習をしている子どもの共存もできるのではないかと。景色が良い桜並木を通るコース等も設定できるといいと思う。 ・ウォーキングはニーズがあると思う。 ・ウォーキングエリアは無料なのか。⇒無料で良いと思うが、その他の施設は収益の面も考えて有料になると思う。 ■健康遊具 ・ウォーキングをする高齢者は健康遊具を使いたいのではないかと。 ■その他 ・様々なニーズに対応できる施設がいいと思うし、他市には無いものを富士見市で作る考えも一つなのかなと思う。 ・人口動態やスポーツニーズも変化する中で、どれだけ自由度を持たせるかが多目的にもつながると思う。 ・多目的・多目的の観点でいくとテニスコートを利用して同じネット種目のバレーボール等もできると多目的でも利用が可能だと思う。 ・親子で一緒に遊べる場所が市内に少ないため、安全にボールを使える施設があると良い。 ・ボール投げができる広い芝生エリアを設けるなどのキッズスペースを設けるのも良いと思う。 ・他市にない施設があると集客できるのではないかと。 ・高齢の方はパワーアップ体操を楽しみにしている方が多い。高齢の方が月1回、週1回でも施設に行き楽しめる場所があると喜ばれると思う。 ・今の60～70代はアクティブに活動されているので、この年齢層の方々に日常的に使用してもらえる施設があると良いかと思う。
施設設備	<ul style="list-style-type: none"> ■屋根 ・屋根は必要である。屋根がある場合とない場合で、稼働率がまったく違う。 ・屋根が付く場合、壁はつくのか。⇒屋根は軽いテント生地を使うのが一般的で、薄いため照明費用も抑えることが出来る。壁は無く、柱はあるが屋根だけになると想定される。 ■クラブハウス ・管理棟といっている名称を「クラブハウス」に変えるべき。交流を促すような機能をもたせた場所にしたい。 ・高齢者と親、子どもが過ごせる場所となるクラブハウスがあると良い。 ・おしゃれなクラブハウスは大事だと思う。 ■噴水 ・子どもが遊べる噴水はどうか。⇒噴水は設備の維持管理にコストがかかり、また夏期限定になってしまう。
運営方法	<ul style="list-style-type: none"> ・開放時間はどのようにするか。朝6時頃から夜9時くらいまで使えるようにするか。稼働率や収益性、管理を踏まえながら検討が必要だと思う。
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットを決め打ちするのは難しいと思う。

項目	意見
整備方針	・プロモーションの立場から外に発信するだけでなく、住んでいる人がいい場所があると感じ、富士見市に住み続けたいまちになるといいと思う。
その他	・富士見市内の地域によってはこの施設に来るのが大変な地域もあるため、将来的には循環バス等の交通手段も検討して欲しい。

8.3. 市民懇談会・審議会のまとめ

市民懇談会及び審議会の意見としては、子どもから高齢者、障がい者まで、誰もが利用できることや、特定のスポーツだけでなく、多目的に利用できることを求める意見が多くあったほか、アーバンスポーツ施設の導入に前向きな意見が多く提案されました。また、施設設備として、稼働率向上や施設の付加価値の観点から、屋根や夜間照明の整備を推奨する意見がありました。

(1) 施設機能について

- ・「テニス」は、市内にコートが少なく、整備した場合は多くの利用が見込めると思われる。
- ・「サッカー・フットサル」は、市内に少年サッカーチームが多いにも関わらず、現在少年サッカー公式サイズのコートが市内にないのが現状である。
- ・多種目・多目的に使える運動場であれば、多様なニーズに対応することができる。「保育園や幼稚園の運動会」などにも活用できる。
- ・「アーバンスポーツ」は、市周辺にアーバンスポーツができる施設が少なく、話題性もあることから、施設整備の検討が必要であると思われる。また、若者から高齢者までが見ていて楽しい空間が作れば交流も生まれ、アーバンスポーツの印象も変わるのではないかと。
- ・「ランニング・ウォーキング」は、ニーズがあると思われる。砂川堀の桜並木も活用できると良い。
- ・「子どもが運動できる場」は、市内に子どもや親子で遊べる場所が少ないので、安全に遊べる場所があると良い。
- ・「健康遊具」は、ウォーキングをする高齢者には需要があると思われる。
- ・ふじみパワーアップ体操ができるなど、高齢者が日常的に使用でき、楽しめる場所であると良い。
- ・その他、アスレチック、フリースペース、飲食店などの集客できる施設の導入の意見があった。

(2) 施設設備について

- ・「屋根」は、ある場合とない場合で稼働率がまったく違うと思われる。
- ・「照明」は、付加価値として有効であり、冬の時期は夕方から暗くなり利用できなくなるといったこともあることから、照明を整備してほしい。
- ・「クラブハウス」は、交流する場所を兼ねた場所となってほしい。
- ・多様性の観点から、障がい者も利用できるよう検討すべき。
- ・その他、音や照明等の周辺環境へ配慮してほしいとの意見があった。

9. 市場調査の意見

9.1. 市場調査の目的

多目的屋外スポーツ施設の整備にあたり、民間事業者との対話を通じて、想定される施設機能、収益性、施設運営上の課題等を把握するための市場調査を行いました。

9.2. 市場調査の概要

市場調査の概要を以下に示します。

表 9-1 市場調査の概要

項目	内容
調査期間	令和5年10月24日(火)～11月2日(木)
調査方法	対面ヒアリング
調査対象者	12社(建設企業:4社、維持管理・運営企業:8社)

9.3. 市場調査の意見概要

9.3.1. 建設企業

建設企業の意見概要を、以下に示します。

表 9-2 建設企業の意見概要

区分	意見
1 立地上の課題	<ul style="list-style-type: none">・対象用地では災害時の貯水機能が必要であることから、浸水時の防災対策、排水対策等が課題であると想定。(意見多数)・建築物は高所に設置し、駐車場を貯水池とする場合は車両の水没対応が求められる。(意見1件)
2 テニス及びフットサル	<ul style="list-style-type: none">・テニス及びフットサルの需要は高い状況である。(意見多数)・テニスコートは砂入り人工芝、フットサルコートは人工芝(ロングパイル)の整備が推奨される。(意見2件)・テニスコート4～5面、フットサルコート3面が適切である。(意見多数)・大会を開催できるよう整備し、市のスポーツ拠点としての活用の可能性が挙げられる。(意見1件)
3 アーバンスポーツ	<ul style="list-style-type: none">・スケートボードは東京2020オリンピック競技大会以降需要があり、3on3も近年需要がある。(意見多数)・スケートボードは、騒音への配慮が必要である。(意見2件)・スケートボードは、大会を開く場合はコンクリート造りが向いている。(意見2件)・セクションを設置する整備方法であれば、容易に取り除け、他の機能の導入が可能である。(意見1件)・3on3は安価で整備しやすい。(意見1件)
4 膜屋根設置の費用対効果	<ul style="list-style-type: none">・全天候対応、暑さ対策の観点から、利用者の増加が見込める。(意見3件)・整備費・補修・張替による費用の負担がかかる。(意見多数)
5 夜間照明設置の費用対効果	<ul style="list-style-type: none">・夜間照明は、利用者の増加が見込める。(意見多数)・周辺に住宅が少ないことから、周辺への影響は少ないと想定。(意見多数)
6 クラブハウス機能	<ul style="list-style-type: none">・受付、更衣室、会議室、トイレ、シャワー室の設置を推奨。(意見多数)・様々なプログラムの導入が検討できる多目的室があると利用者の増加につながる。(意見多数)
7 子ども向け施設(設備)	<ul style="list-style-type: none">・水場を提案。(意見3件)・屋内のクライミングウォールを提案。(意見1件)
8 多世代交流の施設機能	<ul style="list-style-type: none">・多世代の交流するための機能として、広場の設置を提案。(意見多数)

区分		意見
9	市民優先の施設利用の課題	・市民による利用を主とした場合、運営は市の補助が必要である。（意見多数）
10	浸水を想定した施設整備、運営維持管理	・排水設備の費用がかかる。（意見2件） ・人工芝の破片が周辺河川へ流入してしまう恐れがある。（意見1件）
11	維持管理運営期間	・事業期間は、大規模修繕リスクのない15年が望ましい。（意見多数）
12	事業手法	・施設整備に維持管理・運営事業者が加わるDBO方式が効率的で望ましい。（意見多数） ・PFI方式の場合、BOT方式を希望。（意見3件） ・PFI方式は補助金が付けば可能。（意見2件）

9.3.2. 維持管理・運営企業

維持管理・運営企業の意見概要を、以下に示します。

表 9-3 維持管理・運営企業の意見概要

区分		意見
1	立地上の課題	・浸水時に芝が流されないよう固定する必要がある。（意見2件） ・人工芝のゴムチップや砂の流出の対策が必要である。（意見3件） ・浸水後から運営再開するまでの間の費用や、運営面への影響が課題である。（意見多数）
2	テニス及びフットサル	・テニス及びフットサルの需要はあると見込まれる。また、フットサルについてはソサイチ（7・8人制サッカー）もできるよう整備できると良い。（意見多数） ・フットサルは若い世代の利用が多く、スクールの需要は高い。（意見4件） ・テニスは稼働率が高く、平日の昼間も利用されているが、フットサルは平日の夕方以降の利用が多い。（意見多数） ・テニスコート及びフットサルコート共に3面以上の設置が望ましい。（意見多数）
3	アーバンスポーツ	・スケートボード及び3on3の需要はあると見込まれる。（意見多数） ・収益性はあまり見込めない。（意見多数） ・スケートボードパークは、専門業者からの意見を取り入れながら検討することが望ましい。（意見3件） ・3on3はコート2面が望ましい。（意見3件）
4	膜屋根設置の費用対効果	・雨による予約のキャンセルが多いため、全天候対応できると稼働率も高い。（意見多数） ・雪が降る地域と比べ、屋根を設置するハードルが低い。（意見3件）
5	夜間照明設置の費用対効果	・会社員などによる夜間の利用の増加につながるため、夜間照明の設置は好ましい。（意見多数） ・近隣に住宅が少なければ光害の心配は低い。（意見2件）
6	クラブハウス機能	・受付、更衣室、会議室、トイレ、シャワー室の設置が望ましい。（意見多数） ・シャワー室は2~3機ほどの設置が望ましい。（意見4件）
7	子ども向け施設（設備）	・遊具の設置のみでは収益性や集客性に乏しい。（意見多数） ・子ども向けのイベントを開催するなどして子どもの利用を促進している。（意見4件）
8	多世代交流の施設機能	・健康遊具の利用者は少なく、需要は少ない。（意見多数） ・多世代が参加しやすいスポーツ教室の開催を推奨。（意見4件）
9	市民優先の施設利用の課題	・市民優先の考えには承知するが、収入確保の面で、屋外スポーツ以外の収入源が必要である。（意見多数）
10	浸水を想定した施設整備、運営維持管理	・浸水時の被害を抑えるための設備対策や、避難計画等の対策をする必要がある。（意見3件） ・浸水時のリスク分担について、自治体との協議が必要である。（意見多数）
11	維持管理運営期間	・管理・運営期間は15年の対応が可能。（意見5件） ・物価変動等の運営リスクについて、自治体への対応を希望。（意見4件）

区分		意見
12	事業手法	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI方式が望ましい。(意見3件) ・DBO方式、PFI-BTO方式だとコストコントロールが可能。(意見1件) ・市の意向に沿って対応する。必要な共同事業体を組んで対応したい。(意見1件) ・自治体には、水光熱費や浸水時のリスク分担を希望。(意見多数)

9.4. 市場調査の意見のまとめ

市場調査の意見としては、「テニス」と「サッカー・フットサル」の需要は高く、「アーバンスポーツ」も近年需要が増えてきているといった意見のほか、稼働率、利用者数増加の観点から、「屋根」や「夜間照明」の整備を希望する意見が多数ありました。

(1) 施設機能について

- ・「テニス」と「サッカー・フットサル」の需要は高い状況である。また、「ソサイチ(7・8人制サッカー)」もできると良い。
- ・「テニス」は稼働率が高く、平日の昼間も利用されている。「サッカー・フットサル」は平日の夕方以降の利用が多い。
- ・テニスコートは3～5面、フットサルコートは3面が望ましい。
- ・「スケートボード」は東京2020オリンピック競技大会以降需要があり、「3on3バスケットボール」も近年需要があるが、収益性はあまり見込めない。
- ・「多世代交流の機能」として、屋外に広場の整備や、参加しやすいスポーツ教室の開催が望ましい。
- ・「子どもの遊び場、遊具」は、遊具の整備のみでは収益性や集客性に乏しい。

(2) 施設設備について

- ・「屋根」は、雨による予約のキャンセルや、暑さへの対策のため、全天候対応にできると稼働率も高い。一方、整備費・補修・張替による費用の負担がかかる。
- ・「夜間照明」は、夜間の利用者の増加が見込める。
- ・「クラブハウス」は、受付、更衣室、会議室、トイレ、シャワー室の整備を推奨。様々なプログラムの導入が検討できる多目的室があると利用者の増加につながる。シャワー室は更衣室ごとに2～3機ほどの整備が望ましい。

10. 多目的屋外スポーツ施設整備にあたっての課題、コンセプト・施設整備方針

10.1. 多目的屋外スポーツ施設整備にあたっての課題

国・県・市関連計画等や屋外スポーツ施設の状況、市民懇談会・審議会・市場調査での意見等を踏まえ、以下に多目的屋外スポーツ施設整備にあたっての課題を整理しました。

10.1.1. 多様なスポーツの活動ニーズへの対応

- ・国の第3期スポーツ基本計画では、「多様な主体におけるスポーツの機会創出」が施策として掲げられているなど、関連計画でスポーツ活動の機会提供が重要な視点となっています。
- ・第2期富士見市スポーツ推進計画の基本目標1「スポーツで生涯にわたる健康生活」では、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、市民誰もが、それぞれの年齢に応じて生涯にわたり楽しくスポーツ活動に親しみ、健康を獲得できることを推進しているほか、市民懇談会・審議会では子どもから高齢者、障がい者まで、だれもが利用できることへの要望がありました。
- ・市内の屋外スポーツ施設は周辺自治体と比べて少ないことから、富士見市スポーツに関するアンケート調査や市民懇談会・審議会において、各種屋外スポーツ施設（サッカー・フットサル、テニス等）の拡充が求められています。
- ・「アーバンスポーツ」は全国的に愛好者が増え、施設も増加しており、市民懇談会・審議会でも導入に前向きな意見が多く提案されたほか、富士見市スポーツに関するアンケート調査で「バスケットボール（ストリートバスケット含む）」に関して、小学5年生・中学2年生から多くの要望があったことから、3on3バスケットボールコート等、アーバンスポーツ施設の整備が必要であると考えられます。
- ・稼働率の向上につながる「屋根」や「夜間照明」について、市民懇談会・審議会、市場調査では、整備を希望する意見が多くありました。
- ・市内では多様なスポーツが行われており、そのようなスポーツに取り組むことのできる機会を創出するため、様々な活動ニーズに対応することが必要です。

10.1.2. 健康づくり活動を維持継続すること

- ・市では「富士見市スポーツ振興健康増進都市宣言」が行われるなど、スポーツによる健康増進が重要な視点となっています。
- ・全世代にわたり日常的にウォーキングをしている方が多く、富士見市スポーツに関するアンケート調査でも、市民一般からウォーキング・ランニングができる施設が求められています。
- ・審議会において、健康長寿に必要な足腰の筋力やバランス能力の向上に効果的な「ふじみパワーアップ体操」ができるなど、高齢者が日常的に楽しめる場所であると良い、という意見がありました。
- ・市民が生涯にわたる健康生活を送ることができるよう、ウォーキング・ランニングや体操など、健康づくり活動を維持継続することが必要です。

10.1.3. スポーツを通じた交流機会を提供すること

- ・富士見市スポーツ推進計画の目標において、「基本目標2 スポーツを通じた市民の交流と地域の活性化」が掲げられているなど、上位計画で市民交流が重要な視点となっています。
- ・富士見市スポーツに関するアンケート調査で、スポーツ推進に力を入れて欲しいこととし

て、「高齢者の健康と交流の場づくり」が求められています。

- ・ 市民懇談会・審議会からは、「高齢者と親と子どもが過ごせる場所となるクラブハウスがあると良い」、「シニア世代の方が来て、若い世代がスポーツをしているのを見て交流できる場があると良い」といった意見があり、多世代交流に関するニーズがあります。
- ・ 市民のつながりを形成するため、スポーツを通じて交流する機会を提供することが必要です。

10.1.4. その他の課題

- ・ 富士見ガーデンビーチは雨水流出抑制対策機能を有した施設であったことから、現状と同等以上の雨水流出抑制対策が必要となります。
- ・ 現在、富士見ガーデンビーチ跡地に防災倉庫が設置されていることから、多目的屋外スポーツ施設整備時にも同様に防災備品等を収納するスペースが必要となります。

10.2. コンセプト・施設整備方針

10.2.1. コンセプト

多目的屋外スポーツ施設の整備にあたっての課題を踏まえ、コンセプトを以下のように設定します。

<施設整備に向けたコンセプト>

いつでも、だれもが、多様なスポーツを楽しみ、健康づくり・交流ができる空間

子どもから高齢者、障がい者まで、だれもが楽しく、様々なスポーツにいつでも親しめる施設として整備することで、日常の中にスポーツを取り入れ、健康づくりができるとともに、スポーツを通じ、世代を超えた交流をすることができる環境を実現します。

10.2.2. 施設整備方針

(1) 多様なスポーツの活動拠点となる場の提供

- ・多様なスポーツが楽しめるよう、施設内やコート内において、多種目で利用できる施設とします。
- ・天候に左右されず、日中から夜間まで利用することのできる施設とします。
- ・子どもから高齢者、障がい者まで、だれもがスポーツを楽しめる施設とします。

※市民懇談会・審議会で意見が多かった「スケートボード施設」については、富士見上南畑産業団地内の調整池底面を利活用した整備を検討していきます。

(2) 健康づくりを支援する場の提供

- ・年齢や体力に応じた健康づくりをいつでも楽しめる施設とします。
- ・健康づくり教室などを実施することで、運動に親しみやすい環境を提供する施設とします。

(3) スポーツを通じて交流ができる場の提供

- ・スポーツ教室やスポーツに関するイベントなどを通じて市民・利用者同士が交流することのできる施設とします。
- ・市民・利用者同士が交流することのできる広場の整備、施設配置とすることで、世代・種目を超えた交流を促進する施設とします。

11. 導入施設の検討

前項で整理した施設整備方針に基づいて、以下の施設の導入を検討します。

表 11-1 導入する施設の検討

		導入施設 屋外施設
多様なスポーツの活動拠点となる場の提供	多目的運動場①	○8人制サッカー・フットサルの利用を主とした多目的運動場 ○膜屋根・夜間照明付き ○人工芝で整備
	多目的運動場②	○テニスの利用を主とした多目的運動場 ○膜屋根・夜間照明付き ○人工芝で整備
	3on3 バasketボールコート、テニス壁打ち施設	○3on3 バasketボールコート 3面 ○テニス壁打ち施設 1面
	ウォーキングコース、健康遊具	○多目的運動場①と多目的運動場②の外周にコースを設定 ○コース周辺に健康遊具を整備
健康づくりを支援する場の提供	中央広場	○市民、利用者同士が交流できる広場 ○イベント等で活用
	エントランス広場	○施設の玄関口となる広場 ○キッチンカーの誘致を検討
	駐車場・駐輪場	○利用状況を踏まえた駐車場、駐輪場の設定 ○障がい者用駐車マスの設定
スポーツを通じて交流ができる場の提供	導入施設 屋内施設（クラブハウス）	
	管理室（受付）	○各種スポーツ施設の受付及び事務室
	トレーニング室（スタジオ）	○トレーニングのほか、スポーツ教室など多目的に利用
	会議室	○大会開催時の事務局のほか、市民活動など、多様な場面で利用
	用具入れ	○スポーツ機器・備品等の収納
	更衣室	○シャワー室付の更衣室
トイレ	○男女別トイレ、バリアフリートイレの整備	

11.1. 屋外施設

11.1.1. 多目的運動場①

○市内に施設が不足し、市民のニーズが高いスポーツである、8人制サッカー・フットサルの利用を主として、多目的に利用することができる「多目的運動場①」を整備します。

○8人制サッカー・フットサル以外には、以下の利用が想定されます。

- ・グラウンドゴルフ
- ・ゲートボール
- ・タッチラグビー、タグラグビー、ミニラグビー、ジュニアラグビー
- ・キャッチボール
- ・保育園や幼稚園の運動会 等

○多目的運動場①の規模については、市民懇談会、市場調査での意見を踏まえ、8人制サッカーコート1面分とし、その中にフットサルコート3面を配置するものとします。このため、多目的運動場①は、8人制サッカーに対応できるサイズとして、76.30m×54.00m（約4,120㎡）程度を想定します。なお、12歳以下のサッカーの全国大会である「JFA 全日本U-12サッカー選手権大会」では、8人制サッカーが導入されており、12歳以下の子どもたちが行うサッカーに対応できるサイズとなります。

○天候や昼夜、夏の暑さに左右されずいつでもスポーツ活動を楽しめるようにできること、稼働率や利用者数の増を見込めることから、膜屋根・夜間照明付きとします。



出典：太陽工業株式会社 HP

図 11-1 MIFA Football Park 仙台(多目的運動場①・②膜屋根イメージ)

○コートは人工芝で整備します。

○施設利用にあたっては、利用料金を設定するものとします。

(1) 8人制サッカーコートのサイズ

8人制サッカーコートのサイズは、(公財)日本サッカー協会(JFA)によると、タッチラインの長さ(コートの長辺)68m、ゴールラインの長さ(コートの短辺)50mを推奨するとされており、8人制サッカーコートはこのサイズで設定します。また、コート以外の区域は、競技時の安全性

を確保するため、タッチラインと、ゴールラインの両辺に 2m 以上を確保します。

(2) フットサルコートのサイズ

フットサルコートのサイズは、屋外スポーツ施設の建設指針（（公財）日本体育施設協会）によると、以下の表のとおりです。

表 11-2 フットサルコートのサイズ

区分	規模・内容
国際試合以外の場合	タッチラインの長さ 最小：25m 最大：42m
	ゴールラインの長さ 最小：16m 最大：25m
国際試合の場合	タッチラインの長さ 最小：38m 最大：42m
	ゴールラインの長さ 最小：20m 最大：25m

出典：屋外スポーツ施設の建設指針（（公財）日本体育施設協会）

多目的運動場①に整備するフットサルコートのサイズは、国際試合以外の場合の規模・内容を満たすものとします。また、コート以外の区域は、競技時の安全性を確保するため、タッチラインと、ゴールラインの両辺に 2m 以上確保します。

11.1.2. 多目的運動場②

○市内に施設が不足し、市民のニーズが高いスポーツである、テニスの利用を主として、多目的に利用することができる「多目的運動場②」を整備します。

○テニス以外には、以下の利用が想定されます。

- ・フットサル
- ・グラウンドゴルフ
- ・ゲートボール
- ・保育園や幼稚園の運動会 等

○多目的運動場②の規模については、市民懇談会や市場調査の意見からテニスコート数は 3～6 面と幅をもった面数であったこと、また、対象敷地全体の敷地規模や多くの市民に利用していただくことを踏まえ、テニスコート 5 面分とします。

○多目的運動場②は、テニスコート 5 面に対応できるサイズとして、73.85m×39.77m（約 2,937 m²）程度を想定します。

○天候や昼夜、夏の暑さに左右されずいつでもスポーツ活動を楽しめるようにできること、稼働率や利用者数の増を見込めることから、膜屋根・夜間照明付きとします。

○コートは人工芝で整備します。

○施設利用にあたっては、利用料金を設定するものとします。

(1) テニスコート（硬式テニス）のサイズ

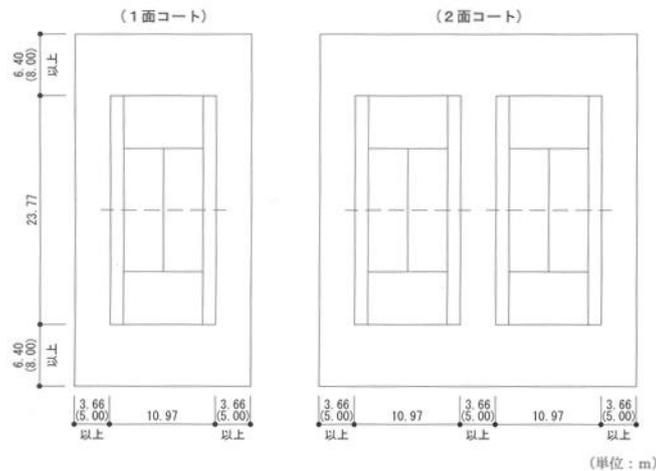
テニスコート（硬式テニス）のサイズは、屋外スポーツ施設の建設指針（（公財）日本体育施設協会）によると、縦 23.77m、横 10.97m となっており、コート周辺スペースのサイズは以下の表のとおりです。

多目的屋外スポーツ施設は一般市民が利用することが主目的の施設であるため、他事例や可能な範囲で複数コートを整備する考えから、ベースラインから後方は 6.4m 以上、コート間は 3m 以上のスペースを設けるものとします。

表 11-3 テニスコート（硬式テニス）周辺スペースのサイズ

区分	規模・内容
公式試合の場合	ベースラインから後方に 6.40m 以上、サイドラインから横に 3.66m(コート間も同様に 3.66m)以上
国際試合や国体などの主要な公式試合でラインアンパイヤを配置する場合	ベースラインから後方に 8.00m 以上、サイドラインから横に 5.00m 以上、コート間隔は 5.00m 以上のスペースを設けることが望ましい

出典：屋外スポーツ施設の建設指針（（公財）日本体育施設協会）



出典：屋外スポーツ施設の建設指針（（公財）日本体育施設協会）

図 11-2 テニスコート（硬式テニス）周辺スペースのサイズ（公式試合）

11.1.3. 3on3 バasketボールコート、テニス壁打ち施設

(1) 3on3 バasketボールコート

○近年人気が高まっており、市民懇談会・審議会から導入に前向きな意見が多かったアーバンスポーツ施設として、3on3 バasketボールコートを 3 面整備します。

○3 人制Basketボールのコートのサイズは、屋外スポーツ施設の建設指針（（公財）日本体育施設協会）によると、縦 11.00m、横 15.00m となっており、3on3 バasketボールコートは

このサイズで設定します。

○利用料金については、有料とするか、無料とするかを検討します。

(2) テニス壁打ち施設

○市民のニーズが高いスポーツである、テニスへの需要を踏まえ、テニスの個人練習やウォーミングアップなどに使用することのできるテニス壁打ち施設を1面整備します。

○テニス壁打ち施設の面積はテニスコート半面（縦約11m、横約12m）とします。

○利用料金については、有料とするか、無料とするかを検討します。

11.1.4. ウォーキングコース、健康遊具

○市民が日常的に取り組んでいる健康づくりを支援するため、ウォーキングができる周回コース健康遊具を整備します。

○多目的運動場①と多目的運動場②の回りに周回できるウォーキングコースを1周約400mとして整備し、人がすれ違うことも考慮し、3m程度の幅員を確保します。

11.1.5. 中央広場

○市民や利用者同士が交流できる場として、中央広場を整備します。また、イベント等での使用ができるよう検討します。

11.1.6. エントランス広場

○多目的屋外スポーツ施設の入口となる広場として、エントランス広場を整備します。

○飲食による賑わいや、交流の場を創出するため、エントランス広場へのキッチンカーの誘致を検討します。

11.1.7. 駐車場・駐輪場

○対象敷地内でスポーツを実施する方やその応援に来た方などに対して、駐車場及び駐輪場を整備します。駐車場の必要台数については以下のとおり整理するものとします。

(1) 施設利用者数の設定

a) 1コート当たり利用者数の設定

主要な施設である多目的運動場①でフットサルコート3面、多目的運動場②でテニスコート5面の利用があったと仮定した場合、フットサル及びテニスの1コート当たりの利用者を以下で検討し、それぞれ19人、7人と設定しました。

表 11-4 1コート当たりの利用者数の設定

区分	内容	備考
フットサル	<ul style="list-style-type: none"> ・競技人数：10人（1チーム5人×2チーム） ・審判兼交代要員：9人（うち審判4人） ・計19人 	<ul style="list-style-type: none"> ・競技人数・審判人数は（公財）日本サッカー協会参照
テニス	<ul style="list-style-type: none"> ・競技人数：4人（ダブルス想定） ・審判兼交代要員：3人（主審1人） ・計7人 	<ul style="list-style-type: none"> ・審判人数は（公財）日本テニス協会参照

b) 最大滞在者数の設定

フットサルコート及びテニスコート利用者が最大になるのは、全コートで一斉に利用者が入れ替わるタイミングであり、それぞれ114人、70人となり、合計で184人となります。

表 11-5 最大滞在者数の設定

区分	内容
フットサルコート	<ul style="list-style-type: none"> ・1コート当たりの最大同時在者数：19人×2=38人 ・3コート想定×38人=114人
テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> ・1コート当たりの最大同時在者数：7人×2=14人 ・5コート想定×14人=70人

(2) 必要駐車台数

最大滞在者数184人と車1台当たりの乗車人数から必要駐車台数を算出します。

1台当たりの乗車人数は、平成27年度全国道路・街路交通情勢調査（国土交通省）より、関東内陸における自家用乗用車を使用した人の平均乗車人数を使用しました。

その結果、平日では143台、休日では114台となることから、駐車場の必要台数は110～140台程度を基本とします。

表 11-6 必要駐車場台数

区分	平均乗車人数	必要駐車場台数
平日	1.29人/台	143台
休日	1.62人/台	114台

○障がい者用駐車場は、「埼玉県福祉のまちづくり条例」において、駐車場の全駐車台数が101台から150台の場合は3台以上設けるよう定められていることから、4台設ける計画とします。また、「埼玉県思いやり駐車場制度」を適用し、歩行が困難、移動の際に配慮が必要な方が優先的に利用できる、「優先駐車区画」を整備します。

(3) 駐輪台数

駐輪台数は、約80台を確保します。

11.2. 屋内施設（クラブハウス）

11.2.1. 管理室（受付）

施設の管理やスポーツの受付を行うため、管理室を整備します。

11.2.2. 用具入れ

各種スポーツに必要な備品等を収納するための用具入れを整備します。

11.2.3. 更衣室

男女別に整備し、車椅子利用にも配慮した、誰もが使いやすい更衣室とします。また、各更衣室にシャワー室を整備します。

11.2.4. トイレ

男女別トイレ、バリアフリートイレを整備します。

11.2.5. トレーニング室（スタジオ）

トレーニングやストレッチ、準備運動などができるように、トレーニング室（スタジオ）を整備します。また、ダンス、軽運動、ヨガなどのほか、スポーツ教室、健康づくり教室などにも利用できるものとし、市民や利用者同士が交流できるスペースとして活用します。

11.2.6. 会議室

スポーツ大会時の大会本部などに利用できる会議室を整備します。また、市民活動や地域活動にも利用できるものとし、市民や利用者同士が交流できるスペースとして活用します。

12. 整備にあたっての対応事項

12.1. 防災対策

12.1.1. 雨水流出抑制対策の実施

富士見ガーデンビーチは雨水流出抑制対策機能を有した施設であったことから、現状と同等以上の雨水流出抑制対策に取り組みます。

雨水流出抑制対策は、既存の地形や整備コストの抑制等を踏まえて実施します。

12.1.2. 防災倉庫の整備

災害時に必要な防災備品等を収納するための防災倉庫を整備します。

12.1.3. 関係法令の遵守

関係法令に基づき必要な防災対策を実施します。

12.2. 景観に配慮したデザイン

建設デザインは、敷地周辺の景観や建設コストに配慮するとともに、機能性を重視した公共施設にふさわしいものとします。

12.3. 緑化・自然環境への配慮

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく基準を満たすよう、緑化を計画します。敷地内緑化にあたり、富士見ガーデンビーチに整備されていた植栽の一部は維持する計画とします。また、施設整備にあたっては、自然環境に配慮するものとします。

12.4. 周辺環境への配慮

施設整備にあたっては、音や照明等による周辺環境に配慮するものとします。

12.5. ユニバーサルデザインの推進

障がいの有無や年齢などにかかわらず、だれもが使いやすい施設とするため、移動円滑化のための段差の解消、スロープの整備、バリアフリートイレの整備、文字の大きさや配色などを工夫した案内表示の設置等のユニバーサルデザインに対応した施設とします。

12.6. 飲食への対応

スポーツ大会やイベント等で、多数の人が集まることが考えられるため、エントランス広場でのキッチンカーの誘致を検討します。

13. 施設配置の検討

多目的屋外スポーツ施設の整備に係る施設配置や動線計画の基本的な考え方を以下のとおりとします。

13.1. 多目的屋外スポーツ施設に配置する主な施設

多目的屋外スポーツ施設に配置する主な施設は、以下のとおりです。

表 13-1 多目的屋外スポーツ施設に配置する主な施設

導入施設	内容	寸法	延床面積
多目的運動場①	8人制サッカー・フットサルの利用を主として、多目的に利用可能な運動場	76.30m× 54.0m	約 4,120 m ²
多目的運動場②	テニスの利用を主として、多目的に利用可能な運動場	73.85m× 39.77m	約 2,937 m ²
3on3 バasketボールコート テニス壁打ち施設	3on3 バasketボールコートを 3 面配置 テニス壁打ち施設を 1 面配置	—	約 1,780 m ²
駐車場① 駐車場②	駐車場①：71 台（うち障がい者用駐車場 4 台） 駐車場②：65 台	—	約 3,818 m ²
クラブハウス	管理室、用具入れ、更衣室、トイレ、会議室、 トレーニング室（スタジオ）	—	約 600 m ²

13.2. 施設配置の考え方

(1) 主な施設の配置

多目的屋外スポーツ施設のエントランス（正面玄関）は、交差点に接する北西部とします。

施設の利用者の利便性を考慮し、クラブハウスは、敷地内中央に配置します。利用施設である多目的運動場①、多目的運動場②、3on3 バasketボールコート・テニス壁打ち施設はクラブハウスを囲むように配置します。

駐車場は、道路側からのアクセス性とクラブハウスとの位置を考慮し、110～140 台の駐車マスを配置します。

(2) アクセス

施設へのアクセスは、西側の市道第 5223 号線と北側の市道第 225 号線からになります。

人のアクセスは、両方の道路から出入りできるようにします。

車のアクセスについては、北側の市道第 225 号線が交通量の少ない道路であり、車での出入りがしやすいことから、市道第 225 号線からを想定します。

(3) 交流を促すための施設配置

市民、利用者同士の交流を促すため、各スポーツ施設とクラブハウス間の移動で、滞留が多くなると想定されるクラブハウスの前に、中央広場を配置します。

(4) 雨水流出抑制対策

雨水流出抑制対策は、既存の地形や整備コストの抑制等を踏まえ、多目的運動場②及び、駐車場②、3on3 バスケットボールコート・テニス壁打ち施設部分については、多目的運動場①や駐車場①等の地盤面より高さレベルを下げ、雨水貯留を行う計画とします。

13.3. 動線計画の考え方

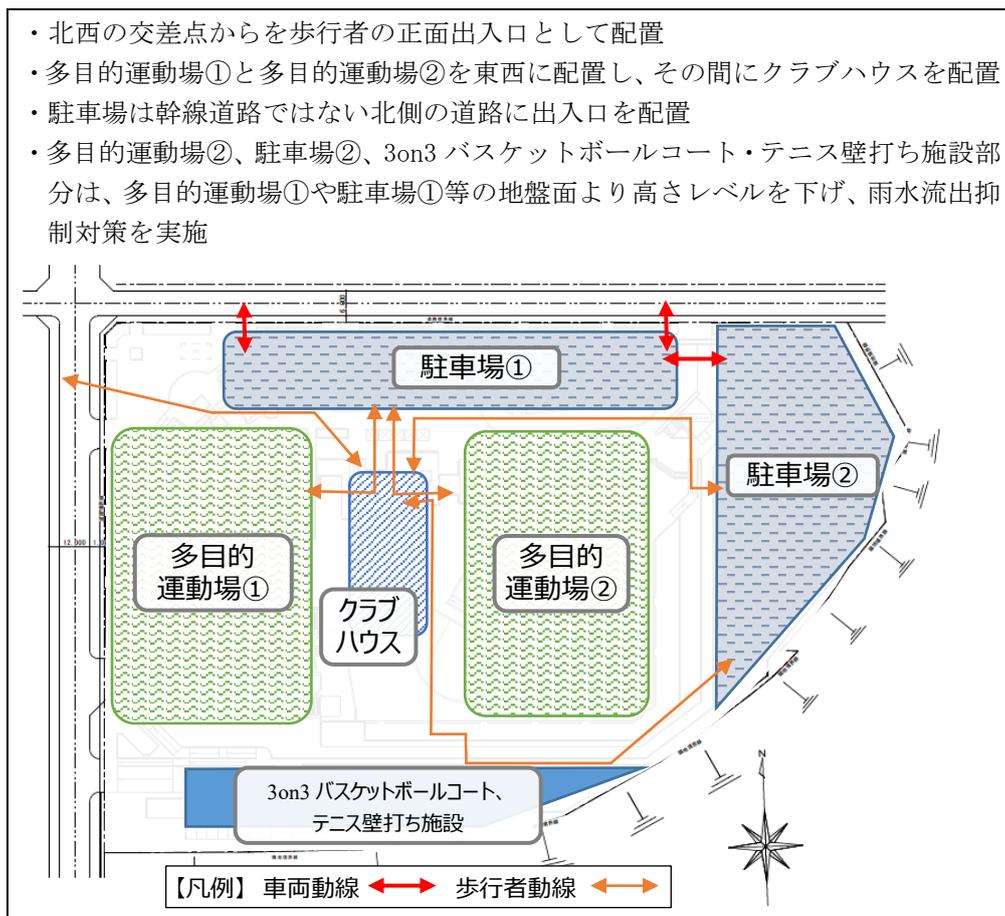
施設の動線計画は、以下を留意します。

- ①自動車と歩行者の動線を分け、歩行者の安全性を確保します。
- ②歩行者の出入口は、施設内に複数箇所設け、多方面からの出入りを可能とします。
- ③自動車の出入口は、施設利用者、道路の歩行者の安全性を考慮し、出入口を必要最小限度の数とします。

13.4. 施設配置ゾーニングの検討

施設配置・動線計画の考え方を踏まえ、以下の配置ゾーニングを検討しました。

表 13-2 施設配置ゾーニング



13.5. 施設配置の検討

施設配置を検討した結果を以下に示します。



14. 事業方式

多目的屋外スポーツ施設を整備するにあたっての事業方式を検討します。

14.1. 想定される主な事業方式

多目的屋外スポーツ施設の整備として想定される主な事業方式を以下のとおり整理します。

表 14-1 想定される主な事業方式と概要

事業方式	概要
設計施工分離発注方式	行政が資金調達を行い、設計、建設、維持管理、運営をそれぞれ個別に発注する、行政が施設整備を行う際の典型的な方式 ・業務ごとの分離発注であるため、民間ノウハウの活用は期待しにくい。 ・起債を活用する場合、一定の支払いの平準化が可能。
DB方式 (設計施工一括発注方式)	行政が資金調達を行い、設計・建設を民間事業者に一括発注し、維持管理・運営は別途発注する方式 ・設計・建設の一括発注により、民間ノウハウの活用と、コスト削減が期待できる。 ・起債を活用する場合、一定の支払いの平準化が可能。 ・公募選定手続き、応募期間の確保などに時間が必要になる。
DBO方式 (設計施工維持管理運営一括発注方式)	行政が資金調達を行い、設計・建設・維持管理・運営を民間事業者に一括発注する方式 ・設計・建設・維持管理・運営の一括発注により、民間ノウハウの活用と、コスト削減が期待できる。 ・起債を活用する場合、一定の支払いの平準化が可能。 ・公募選定手続き、応募期間の確保などに時間が必要になる。
PFI-BTO方式	民間事業者が資金調達を行い、施設の建設後、所有権を市に移転、事業終了まで維持管理・運営を民間事業者が行う方式 ・設計・建設・維持管理・運営の一括発注により、民間ノウハウの活用と、コスト削減が期待できる。 ・民間事業者が資金調達を行い、割賦方式で支払うため、支払の平準化が図られるが、DBO方式より金利負担が大きくなる。 ・PFI法に基づく公募選定手続き、応募期間の確保などに時間が必要になる。

14.2. 事業方式の比較

上記で抽出した事業方式を様々な視点から比較すると以下の表に示すとおりです。各方式を比較した結果、DBO方式やPFI-BTO方式においては、設計・建設・維持管理・運営を一括で発注することによる民間事業者のノウハウの積極的な活用が図られるとともに、トータルコスト削減が可能であると考えられます。

表 14-2 各事業方式のメリット・デメリット

比較項目	設計施工 分離発注方式	DB方式	DBO方式	PFI-BTO方式
民間ノウハウの活用	分離発注となるため、民間ノウハウの活用は期待しにくい【△】	設計・建設と維持管理・運営が別発注となるため、民間ノウハウの活用範囲が部分的に限定される【○】	設計・建設・維持管理・運営において各種民間ノウハウの活用が期待できる【◎】	
コスト削減効果	—	設計・建設については、一括発注により、コスト削減が期待できる【○】	設計・建設・維持管理・運営を一括で発注することにより、コスト削減が期待できる。【◎】	
分離発注方式では発生しない費用	—	アドバイザー・モニタリング業務委託費用が必要【△】	民間借入による金利負担コスト【△】 アドバイザー・モニタリング業務委託費用が必要【△】 SPC（特別目的会社）設立・運営費が必要【△】	
支出の平準化	起債部分で平準化が可能となる【○】			起債部分に併せて民間資金活用部分の平準化が可能となる【◎】
事業期間	—	公募選定手続き、応募期間の確保などが必要なことから、供用開始まで時間がかかる【△】	PFI法に基づく公募選定手続き、応募期間の確保などが必要なことから、供用開始までDB・DBO方式以上に時間がかかる【×】	

14.3. DBO方式、PFI-BTO方式を採用する場合の維持管理・運営期間の検討

DBO方式、PFI-BTO方式を採用する場合、事業期間は、施設整備期間と維持管理・運営期間に区分されます。維持管理・運営期間は、DBO方式、PFI-BTO方式を採用した先行事例では、長期間での民間ノウハウの活用による効率的な維持管理・運営を行う観点から、概ね15年もしくは20年となっています。

維持管理・運営期間内に大規模改修工事を含める場合、民間事業者は安全を見込んだ費用で積算することになり、実際に必要になる費用よりも、割高となる可能性があります。このため、大規模改修工事は建設後20年程度に実施されることが想定されることから、大規模改修工事前となる「15年」を維持管理・運営期間として検討するものとします。

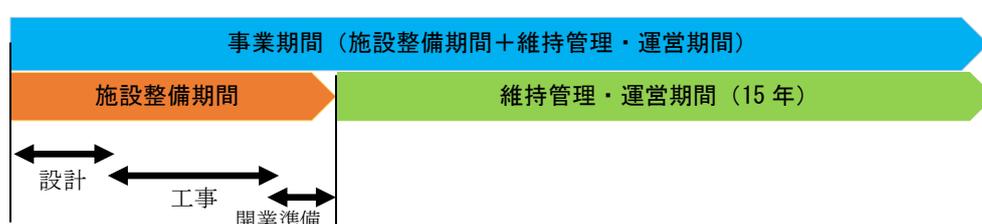


図 14-1 事業期間のイメージ

14.4. 民間事業者の意向

建設及び維持管理・運営企業へのサウンディング形式での市場調査における、「本事業について、民間の視点で、どの方式が適当か」の設問結果で、DBO方式、またはPFI-BTO方式が適当であるとの回答が多くありました。

また、維持管理・運営期間について、「15年」が望ましいという回答が多くありました。

※市場調査結果：P.28～P.30「9.市場調査の意見」参照

DBO方式、及びPFI-BTO方式において、維持管理・運営期間15年での民間事業者の参加意欲は一定数見込まれると考えられ、どちらの方式を選定しても事業への参加意欲に影響がないと考えられます。

14.5. 事業方式の評価

事業方式を比較検討した結果、各事業方式の評価は以下のとおりです。

表 14-3 各事業方式の評価

事業方式	評価	
設計施工分離発注方式	早期供用が図れるものの、分離発注となるため、コスト削減と、民間ノウハウの活用の効果は期待しづらい。	△
DB方式 (設計施工一括発注方式)	設計・建設と維持管理・運営が別発注となるため、コスト削減と、民間ノウハウの活用効果は、DBO方式、PFI-BTO方式と比較し、限定的なものとなる。	○
DBO方式 (設計施工維持管理運営一括発注方式)	設計・建設・維持管理・運営を一貫して行うことで、維持管理・運営期間を見据えた視点によって、設計・建設をすることが可能となり、コスト削減や民間ノウハウの活用によるサービス向上などが期待できる。 また、市場調査により、民間事業者からの参加意欲を一定数見込むことができている。	◎
PFI-BTO方式	DBO方式と同様に、コスト削減や民間ノウハウの活用によるサービス向上などが見込めるものの、DBO方式と比較し、金利負担コストが発生する他、供用開始まで時間がかかる。	○

DBO方式で実施した場合、維持管理・運営事業者が中長期的な視点で、設計・建設事業者と共に整備を行えることに加え、予定している維持管理・運営期間が長期間（15年）となることで、計画的かつ効率的な施設維持管理・運営につながります。

また、PFI-BTO方式と比較し、金利負担コストが発生しないことや、供用開始まで時間がかからないことから、DBO方式は、コストを削減しながら、施設利用者にとって使いやすく魅力ある施設の早期実現を期待できる方式であると言えます。

以上のことから、本事業は、設計・施工・維持管理・運営一括発注方式であるDBO方式で実施することが適当であると考えられます。

15. 概算事業費、維持管理・運営費の考え方、財源

15.1. 概算事業費

設計施工分離発注方式により、多目的屋外スポーツ施設を整備する場合の概算事業費は以下のとおりです。

DBO方式を採用する場合は、「14. 事業方式について」での検討のとおり、コスト削減が期待でき、事業費の縮減が図られると考えられます。また、今後、コスト抑制の観点を踏まえた整備内容の精査などを通じて、財政負担の軽減に努めるものとします。

なお、以下の概算事業費は、あくまで令和5年度時点の単価を基に積算した金額であり、今後の検討の進捗状況や、建設に係る物価上昇、労務単価の上昇などにより変動する可能性があります。

表 15-1 概算事業費

項目	概算事業費（税込）
解体費	約 2.0 億円
設計・建設費等 （調査・設計・監理・造成・建設・ 外構等工事費）	約 25.7 億円
備品・開業準備費	約 0.5 億円
合計	約 28.2 億円

15.2. 維持管理・運営費の考え方

施設整備にあたっては、イニシャルコスト（設計費、建設費等）だけでなく、必要になるランニングコスト（維持管理、運営費等）への影響に配慮する必要があります。

DBO方式を採用する場合は、維持管理、運営を見据えた視点によって、設計、建設をすることが可能になり、効率的な維持管理や運営、利用料収入の確保等が図られるなど、必要となるランニングコストの縮減が図られると考えられます。

15.3. 財源

多目的屋外スポーツ施設の整備に係る事業費の財源は、今後活用可能な有利な起債や、交付金・助成金・補助金等を検討し、積極的な財政負担の軽減に努めるものとします。

16. 事業スケジュール（案）

DBO方式で事業を実施する場合の現時点の想定スケジュールを以下に示します。
多目的屋外スポーツ施設は、令和10年度の供用開始を目指します。

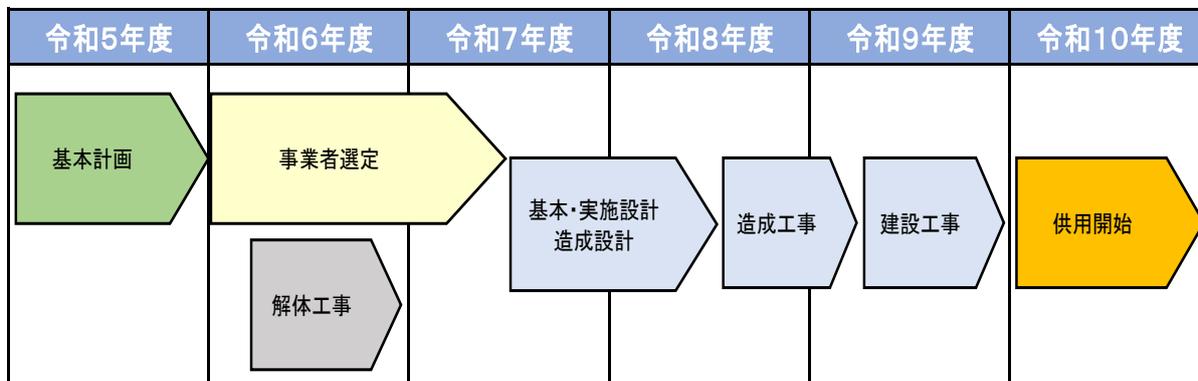


図 16-1 事業スケジュール（案）

17. 参考資料

17.1. 多目的屋外スポーツ施設設置に関する市民懇談会

17.1.1. 設置要領

多目的屋外スポーツ施設設置に関する市民懇談会設置要領

(趣旨)

第1条 富士見ガーデンビーチの跡地に設置する多目的屋外スポーツ施設について、広く市民と意見交換を行うため、多目的屋外スポーツ施設設置に関する市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(参加者)

第2条 市民懇談会の規模は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから参加を求めるものとする。

- (1) 市民
- (2) スポーツ活動を行う団体の代表者
- (3) スポーツに関する学識経験のある者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(運営)

第3条 市民懇談会に当該市民懇談会を進行する座長1人を置き、市民懇談会に参加した者の互選によってこれを定める。

(開催期間)

第4条 市民懇談会の開催期間は、当該市民懇談会が初めて開催された日から令和6年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 市民懇談会の庶務は、協働推進部文化・スポーツ振興課において処理する。

附 則

この要領は、令和5年3月30日から施行する。

17.1.2. 参加者名簿

多目的屋外スポーツ施設設置に関する市民懇談会参加者名簿

(任期：令和5年6月14日～令和6年3月31日)

役職	氏名	所属
座長	神谷 和義	学識経験者 (スポーツ施設整備)
参加者	與那覇 大地	富士見市PTA連合会
参加者	石川 京子	富士見市健康づくり審議会
参加者	栗田 宗保	富士見市スポーツ協会 (テニス協会)
参加者	三上 和広	富士見市スポーツ協会 (サッカー協会)
参加者	仲尾 忠雄	富士見市スポーツ協会 (グラウンドゴルフ協会)
参加者	大澤 辰雄	勝瀬町会 町会長 (地域住民)
参加者	田坂 佳宏	学識経験者 (地域の賑わいづくり)
参加者	栗名 武尊	公募
参加者	水野 舜	公募

17.2. 富士見市スポーツ推進審議会

17.2.1. 条例

富士見市スポーツ推進審議会条例

昭和 52 年 3 月 8 日

条例第 7 号

注 平成 23 年 12 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 31 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、富士見市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 23 条例 14・一部改正)

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、法第 35 条に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、スポーツ推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) 法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツ施設及び設備の利用並びに整備に関すること。
- (3) スポーツ指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ団体の育成に関すること。
- (6) 富士見市スポーツ振興健康増進都市宣言についての普及奨励に関すること。
- (7) スポーツ事故の防止に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(平 23 条例 14・令 2 条例 43・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、10 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(任命等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平23条例14・令2条例43・一部改正)

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、市長の要請に応じ、審議会を招集しその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(令2条例43・一部改正)

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要に応じ、市又は教育委員会の部局関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平23条例14・一部改正)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、協働推進部において処理する。

(令2条例43・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

(令2条例43・一部改正)

附則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附則(平成 12 年 3 月 10 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 23 年 12 月 21 日条例第 14 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の富士見市スポーツ振興審議会条例(以下「改正前の条例」という。)第 4 条第 1 項の規定により任命された富士見市スポーツ振興審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第 1 条の規定による改正後の富士見市スポーツ推進審議会条例(以下「改正後の条例」という。)第 4 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第 5 条第 2 項の規定により選任された会長又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後の条例第 5 条第 2 項の規定により審議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。

附則(令和 2 年 12 月 22 日条例第 43 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

17.2.2. 委員名簿

富士見市スポーツ推進審議会委員名簿

(任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日)

役職	氏名	所属
会長	谷澤 誠	富士見市スポーツ協会
副会長	奥山 歩	富士見市スポーツ推進委員連絡協議会
委員	後藤 輝明	中学校体育連盟富士見支部
委員	大島 仁	小学校体育連盟富士見支部
委員	家田 友樹	富士見医師会
委員	兼竹 茂弘	富士見市特別支援学校教諭
委員	上杉 健太	学識経験者
委員	徳田 由美子	学識経験者
委員	矢野 千春	公募
委員	平 輝軌	市職員（シティプロモーション課）

多目的屋外スポーツ施設整備に係る基本計画

令和6年3月

発行：富士見市

編集：協働推進部 文化・スポーツ振興課

所在地：〒354-8511

富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

電話：049-251-2711（代表）

049-252-7139（直通）